

# 平成31年塩尻市議会3月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成31年3月6日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第4号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市障害者共同作業所条例を廃止する条例

議案第7号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第8号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第13号 平成31年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費(6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く)

### ○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	永田 公由 君
委員	金田 興一 君	委員	山口 恵子 君
委員	赤羽 誠治 君		

### ○欠席委員

委員 中原 巳年男 君

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	竹村 伸一 君	事務局次長	横山 文明 君
議事調査係長	小澤 真由美 君		

---

○**委員長** おはようございます。ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は、中原委員から欠席の届け出がありましたので御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 改めまして、おはようございます。委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。新年度予算ほか御提案を申し上げますので、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○**委員長** それでは、当委員会に付託されました議案は別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から説明をいたします。

○**副委員長** 皆さん、おはようございます。今回の委員会は、本日とあすの2日間にわたり審査を行います。なお視察、終了懇親会等の予定はありませんので、よろしく願いいたします。以上であります。

○**委員長** ありがとうございます。

ただいまから、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただけますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

---

#### 議案第4号 塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、説明をいたします。説明資料は、議案関係資料65ページをお開きください。議案第4号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1、提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、一部改正される災害弔慰金の支給等に関する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものなどです。

概要につきましては、災害援護資金について保証人を立てない場合、据置期間経過後の貸付利率を年1.5%に改めるものなどです。災害援護資金につきましては、災害援助法が適用される災害が発生した場合に、被災された世帯に対して生活の再建に必要な資金を低金利で貸し付ける制度でございます。実施主体は市町村、貸付原資の負担は国県が負担するものとなっております。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、これまで3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で設定できるように見直されたことなどに伴うものがございます。

3、条例の新旧対照表でございます。次のページをお開きください。新旧対照表の改正案の欄でございます。主な部分のみ説明をいたします。第14条保証人に関する内容を追加するため、見出しを保証人及び利率に改め、第1項に災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができるとし、第2項中において、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置き期間は無利子とし、その後の利率を年1.5%とするとの旨の内容を改めます。第3項には、保証人は連帯して債務を負担することについてつけ加えます。

なお改正の利率の1.5%は、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率、また母子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付利率を参考に設定をしております。第15条は、これまでの年賦償還に加え、半年ごとの償還または月ごとの分割償還を追加するもの等となっております。この条例の施行につきましては、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 災害援護資金というのは、上限の貸付額というのはどのくらいですか。

○福祉課長 これにつきましては、上限は350万円としております。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 それから、前に上小曽部で火災があってお二人が亡くなられて、残された遺族にたしか災害弔慰金が支払われたと思うんですけど、現在市ではそういった災害弔慰金についてはどんなランクづけで支払われております。

○福祉課長 災害弔慰金につきましては、現在市としましては世帯の生計維持者が死亡した場合には上限で500万円、その他の世帯員が死亡された場合には250万円を限度としております。

○委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第5号 塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第5号塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料67ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、専門職大学の制度化に伴い、奨学資金の償還の免除の要件に専門職大学に係る規定を追加するものでございます。施行日は平成31年4月1日からとなります。

続きまして、68ページの新旧対照表をお願いいたします。右側が現行になります。第11条第2項第1号中「卒業した日」を左側改正案、「卒業した日（専門職大学の前期課程にあっては、修了した日。次号において同じ）」

に改め、同項第2号中「短期大学」の次に「及び専門職大学の前期課程」を加えるものでございます。大学4年なんです、前期課程2年または3年、ここを修了した場合に就職される方も想定されますので、このような表現となっております。なお、専門職大学、専門職短期大学につきましては、現行の大学、短期大学と専門学校の中間的な位置づけで、今後の成長分野を見据え、専門職業人材を新たに養成するため、実践力や創造力を育む教育課程の中で産業界と連携し、実習等の強化を図る教育内容の高等教育を行う学校になります。授業の3分の1以上は実習・実技であることや、企業内実習を実施するなどの特徴がございます。平成31年4月に開設予定で、現在大学2校、それから短期大学1校が認可を受けている状況でございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○山口恵子委員 特にこの奨学金制度についてお聞きしたいんですけども、大学とか専門職大学となると大学生の年齢もさまざまだと思いますが、奨学金を借りるときの年齢の条件などが定められているのかどうかお聞きします。

○教育総務課長 特に年齢を定めているというものはございませんので、大学へ入学、あるいは専門学校へ入学というときに対象になってくるというものでございます。

○山口恵子委員 それでは、一旦社会人になってまた新たに専門的なことを学びたいとか学習意欲があつて進学をしたいっていう方も市の奨学金制度の条件に当てはまれば借りることができるという理解でよろしいですか。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかにどうですか。

○副委員長 今、課長のほうで大学と短大が専門職大学の開校予定だという、名前わかりますか。

○教育総務課長 現在3校ございまして、1校目は高知県にございます高知リハビリテーション専門職大学、それから2つ目が東京モード学園系列になりますが、国際ファッション専門職大学、大学はこの2校、それから短期大学が1校で、東京都にありますヤマザキ動物看護専門職短期大学の3校になっております。

○委員長 今、この条例の改正によりまして、お金は国だとかからは来ませんよね。

○教育総務課長 今回の専門職大学に対しての国の給付というのは特にないということになっております。

○金田興一委員 (2)に、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して5年を経過するときまでは市内に住所を有することとありますが、これはどういうふうに確認はされるんですか。

○教育総務課長 償還に当たっては、卒業後1年経過してから償還が始まるようになるんですが、その際に御本人さんのほうから申し出なりをいただく中で、住民登録状況等もこちらで確認した上で、ここに書いてある規定は免除の規定になりますので、把握していくと。基本的には御本人さんの申し出という形をベースに、確認できるところで確認していくという内容になります。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。これより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

### 議案第6号 塩尻市障害者共同作業所条例を廃止する条例

○委員長 次に、議案第6号塩尻市障害者共同作業所条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、資料69ページをお開きください。議案第6号塩尻市障害者共同作業所条例を廃止する条例。

1、提案理由、塩尻市障害者共同作業所を廃止することに伴い、塩尻市障害者共同作業所条例を廃止するものです。

2、条例の施行等は、平成31年4月1日から施行するものです。この条例により、市が設置している榑川共同作業所は平成29年度末で閉鎖している状況でありまして、今後は市が独自に設置した共同作業所でのサービス提供は実施しない方針であるため、榑川共同作業所を廃止し、条例を廃止するものとしております。なお、平成29年度に榑川作業所を閉鎖するに当たって、利用者11人とその家族へ閉鎖後のサービス提供等について説明会を開催し、個別面談を通じて利用者等の希望を十分に聞き取り、相談支援機関との調整会議を重ねた上で、29年度末に入院により相談支援が中断している方を除き全ての利用者に通所型の障害福祉サービスへ移行していただいている状況でございます。新たな障害福祉サービス等の利用を希望する方についても同様に個別の相談支援をしながら進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○副委員長 この条例の廃止とはちょっと違うんですけど、いわゆる障がい者の共同作業所っていうのは市内に何カ所くらいあるんですか。

○福祉課長 市内にございますのは、共同作業所のように作業をしまして工賃を得られるという作業所につきまして、就労継続支援B型という作業所がございます。こちらが市内に6カ所ございます。

○副委員長 この6カ所の作業所に対しては、市から助成金なり補助金なりという形で何らかの財政支援というのはされているわけですか。

○福祉課長 こちらの作業所につきましては、障害福祉サービスの法に基づいて実施している作業所でございますので、そちらの法に基づいた報酬という形での支払いはさせていただいております。

○副委員長 報酬という形で。

○福祉課長 はい。

○委員長 共同作業所を廃止されたということで、障がい者の皆さんにとっては一つの心の支えであったような気もするんですが、そこら辺は説明会をやったりしたときには、いろいろの御意見等、きついようなお言葉はなかったんでしょうか。

○福祉課長 説明会をさせていただきましたときに、やはり地域の身近な場所になくなってしまうということ、あと通所するに榑川地区は移動距離がかなりありますので、それに時間がかかるという点については御意見をいただきました。ただ実際、市が運営しておりました共同作業所におきましては人数等の減少等からしっかりした

サービスの提供というものができない状況にありました。また、法に基づく工賃を払ったりとか、サービス提供をしっかりとできるという状態でもないものになっておりましたので、実際こうしたB型の作業所を使っていた方との格差ができてしまうということを御説明しました。こちらとしましても法に基づいたしっかりしたサービス提供を受ける権利がございますので、そういったものを希望されるということであれば、移動については配慮させていただく、また移動についてできる障がいのある方については、それが訓練の一つとなりますので、そういった訓練をしていただく中で、公共交通機関を使っただけのようになつたりということもございますので、そういった説明をしながら御希望の通所先を見学していただいたりして通所先を決めさせていただいた状況です。

○**委員長** 今、交通手段を提案したということなのですが、今のお話では振興バスでも通えるということなのですが、やっぱり障がい者の皆さんはそういう交通機関で十分通えるような、全員がそういう方だったのでしょうか。

○**福祉課長** 通所をされている方については今、公共交通機関を使って通所をしていただいている状況です。ただ、今後そういうことが難しいという障がいのある方も出てくる可能性がありますので今、市のほうでは市内にある事業所さんのほうにそういった方の移動のサービス、お迎えに行っていたりとか、そういうことができないかどうかということで検討をいただいている状況です。

○**山口恵子委員** 今の関連でお聞きします。通所するのに距離が長くなってしまって、公共交通機関を使って利用してくださいということですので、その通うための料金は実費になるということになると、その方たちの工賃で収入あったとしても、支出が交通費でまた出てしまうということにもなると思いますが、その辺はどのような状況でしょうか。

○**福祉課長** 委員さんおっしゃるとおり、通所する場合には、その通所の距離にかかる費用というのは個人負担になります。それについては、どの方も通所されている方で公共交通機関を使って通所されている方は同じように通所していることとなります。その辺も含めてお話をさせていただきながら、近い距離のところということで、市外の事業所を希望される方については、そういった市外の事業所も使うことができますので、そういった事業所に通所されている方もいらっしゃいます。

○**委員長** ほかにはどうですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第6号塩尻市障害者共同作業所条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

議案第7号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第7号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○子ども課長 それでは、議案第7号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。議案関係資料は70ページをごらんください。

まず1番、提案の理由になりますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴います厚生労働省関連省令の整理等に関する基準、こちらが平成31年4月1日に施行されることに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要になりますけれども、市内の児童館に勤務する放課後児童支援員、こちらの資格要件としましては、保育士資格でありますとか社会福祉士資格、それから学校教員免許、それから学校教育法に規定する大学で所定の過程を修了して卒業する等々の必要がございます、その後都道府県知事が実施をします研修を修めることが必須となっておりますが、こちらに先ほど議案第5号でも御説明させていただきました専門職大学の前期課程を修了した者、こちらを含めるものでございます。

改正内容につきましては、71ページの新旧対照表をごらんください。第11条第3項第5号になりますが、学校教育法に規定する大学等々を卒業した者とございますが、これに（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）の一文を加えるものでございます。

70ページへお戻りいただきまして4番、条例の施行等になりますけれども、平成31年4月1日からの施行をするものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○副委員長 先ほどの新たに新設される3校を出た方は、これには該当しないんですね。

○子ども課長 先ほど御説明をしました3校につきましては、3番目に申し上げましたヤマザキ動物看護は専門職短期大学になりますので該当になりませんが、初めに2つ申し上げました高知リハビリテーション専門職大学、それから国際ファッション専門職大学を卒業された方で、先ほども申し上げましたが都道府県が実施をします研修を修了した者については該当になるということでございます。

○山口恵子委員 確認ですが、大学とか専門職大学で教育とか保育とか直接そういうことを学んできていなくても知事の定める研修が受けられていればこの条例に当てはまるという理解でよろしいですか。

○子ども課長 先ほどの71ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思うんですが、第11条第3項第5号の部分で、学校教育法に規定する大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、そこに含むという言い方をしておりますので、基本的にはそちらのほうの専門の学修は修めてきていただくということになっていると思います。

○委員長 いいですね。それでは、質疑を終了いたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第7号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

**議案第8号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例**

○**委員長** 次に、議案第8号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、資料72ページをお願いします。議案第8号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1、提案理由、福祉医療給付金及び重度心身障害者福祉年金の支給に関する事務について、受給資格者等の利便性の向上を図ることに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要、個人番号を利用して享受することができる特定個人情報を追加するものです。今回の改正は、市の福祉医療給付金及び重度心身障害者福祉年金の事務手続において受給資格の審査に必要な税情報等の特定個人情報について、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを使用して他の機関との情報連携を可能にすることで書面で提出していただく必要をなくし、市民の負担の軽減や利便性の向上を図るものでございます。また、これらの手続は法定事務である児童手当や児童扶養手当など福祉課の窓口で同時に手続する場合がございます。

次に3、条例の新旧対照表でございます。73ページをごらんください。新旧対照表の改正案の欄でございます。第4条の別表事務欄に、35として塩尻市福祉医療費給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務を、36として塩尻市重度心身障害者福祉年金条例による重度心身障害者福祉年金給付に関する事務を加え、それぞれに特定個人情報の欄にそれぞれの事務において情報連携する特定個人情報の内容を定めるものでございます。

この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**金田興一委員** 特定個人情報ということでマイナンバーということですが、これはマイナンバーカードを示していけばいいということですか。

○**福祉課長** そのとおりでございます。マイナンバーカードを提示していただいて、個人番号を提示していただいている方については現在、法定事務である国の主なものにつきましては、各行政の間で税情報ですとかそういったものを取り寄せることができるようになっております。ですので、それと同様にマイナンバーカードを使っていたら市の条例で定める部分の今回提案しました2つの業務についても同じような事務の取り扱いをできるようにするためのものでございます。

○**金田興一委員** たしかマイナンバーカードっていうのは有効期限があって、5年間かな。そうすると更新しないとそのカードは使えないってこと。

○**福祉課長** 申しわけありません。今ちょっと私そのことについて理解しておりませんでしたので、後ほどお答えするようにいたします。



○赤羽誠治委員 あわせて、マイナンバーカードを持っていない人、通知カードっていうのがあるじゃないですか。あれだけでも、この申請はできるんですか。

○福祉課長 通知カードのほうにもマイナンバーが書かれておりますので、そちらのほうを申請書のほうに記載していただくことで使うことができます。

○金田興一委員 マイナンバーカードは本人の写真も全部入っていて本人確認ができるわけなんですよ。通知カードの場合は本人確認ができないけれども、本人確認の必要はないということで理解していいわけですか。

○福祉課長 マイナンバーカードには、おっしゃるとおり写真がついてございます。ですので、それ自体で身分証明書として取り扱えるわけなんですけど、先ほど赤羽委員からおっしゃっていただいた通知カードについては写真がついておりませんので、その場合には顔写真がある身分を証明することのできるものを合わせて提示していただいている状況です。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第11号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 次に、議案第11号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・若者サポート課長 それでは、議案第11号人権擁護委員の候補者の推薦についてを御説明申し上げます。議案関係資料は80ページとなります。

提案理由でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

概要ですが、委員10名のうち小林夕香氏が平成31年6月30日に任期満了となることに伴いまして、再び同氏を適任者と認め推薦しようとするものでございます。略歴書につきましては81ページに記載のとおりでございます。現在人権擁護委員3期目を務めており、今回4期目を推薦するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号につきましては原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

---

議案第13号 平成31年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く）

○委員長 それでは、議案第13号平成31年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。たくさんありますので、区切って行います。

初めに歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、予算書117ページから122ページ。それでは、説明を求めます。

○交流支援課長 それでは予算書117、118ページ、14目市民交流センター費からお願いいたします。予算説明資料は43、44ページとなります。

それでは、118ページの予算書の説明欄で説明させていただきます。まず、下のほうですが、嘱託員報酬3人分と社会保険料、こちらは交流企画員及び協働コーディネーター等の嘱託員の報酬となります。

1つ飛ばして市民交流センター管理諸経費であります。こちらは施設の適切な維持管理を行う経費1億2,979万9,000円でありまして、前年度対比では841万3,000円の増額となっております。

119、120ページにお移りください。主なものを御説明させていただきます。120ページ一番上、営繕修繕料871万6,000円。こちらは市民交流センターの長期修繕計画に基づきまして施設の長期保存のための営繕修繕を実施するものでありまして、市の占有部分にかかる修繕費であります。平成31年度は消防器具あるいは空調関連機器の部品交換に加えまして屋上の防水工事、これを実施する予定でございます。6つ下、施設管理委託料4,135万9,000円であります。こちらは市の占有部分の清掃、警備そして空調機器、これらの保守点検の管理委託料となります。31年度から3年間の長期継続契約の初年度となります。人件費等が上がっておりますので、昨年と比べて金額はふえてございます。3つ下、駐車場使用料でありますけれども、こちらは市営駐車場の駐車料金であります。その4つ下、施設管理分担金6,188万円ではありますが、こちらはえんぱく管理組合への支払いでありまして、共用部分の管理費、電気使用料、上下水道使用料の分担金であります。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業であります。こちらは交流センターの5つの重点分野、図書館、子育て青少年支援、ビジネス支援、シニア支援、市民活動支援、これらの事業の実施及び2階総合窓口で行う施設の運営に関する経費1,567万5,000円でありまして、対前年度比22万1,000円の減額でございます。3つ下の臨時職員賃金、こちらは総合受付の担当の5人の臨時職員の賃金であります。その3つ下、講師謝礼101万8,000円でありますけれども、市民交流センター内での交流イベント、あるいは各種講座の講師にかかわる経費であります。そこから8つ下になりますIT講座運営事業等委託料200万円。こちらは2階にありますICTルーム、これを活用した市民向けの基礎講座等を開催する委託料であります。その2つ下、市民

営提案事業委託料141万8,000円でありますけれども、これは市民活動団体からの事業提案を受け、提案団体に事業委託するものでありまして、交流企画事業に関しては平成29年度から実施しておりますこどもだけの街こどもしおじり、この運営の経費であります。こどもしおじりは、2日間えんぱーくの3階をこどもだけの街といたしまして、その中で子供たちが働いて納税をして選挙をして、そういった社会の疑似体験を行って社会の仕組み、そしてまちづくりについて考える、そういったイベントであります。昨年度は定員150人に対して162人という応募があって、全員に参加していただいたということでありまして、引き続き31年度も実施していきたいと考えております。その2つ下、こどもアトリエタウン負担金であります。これは市内外で活動している美術作家を迎えまして、子供を対象にワークショップ形式でアート作品をつくる体験型のアートイベントであります。今年度はつい先週の土日に開催いたしましたけれども、非常に好評でありましたので、引き続き31年度も開催していきたいと。こちら実行委員で行っておりますので、実行委員会への負担金という形でございます。

次の白丸、協働のまちづくり推進事業であります。予算額485万2,000円、前年度比3万8,000円のマイナスとなっております。1枚おめくりいただきまして122ページ、9つ目、こちらの市民営提案事業委託料につきましては、信州アルプス大学の事業提案を受けて実施しております市民大学のプラットフォームを生かした市民講座であります。31年度も継続して取り組んでいきたいと。内容は、市民が先生となり市民が生徒となって地元の知恵を地元で生かす、そういった市民大学の仕組みを取り入れた市民講座であります。そのほか機関誌や市民活動図鑑の刊行といったことで市民活動団体の紹介を広く行うというものであります。その2つ下、市民活動支援業務委託料142万3,000円でありますけれども、こちらは市民活動支援の業務の一部を中間支援組織に委託するものであります。内容は市民活動団体の活動内容、これを広く市民に伝えるためのまちづくりフェスティバルの開催、あるいは団体の基盤づくりのための講座、研修会の開催、NPO法人の立ち上げや資金調達方法などの無料相談業務などを実施するものであります。そこから5つ目、その項目の一番下のまちづくりチャレンジ事業補助金であります。こちらは市民活動団体が主体的に行う事業を支援するためにまちづくりチャレンジ事業の補助金を交付するものであります。

次の白丸の市民交流センター情報関連機器運用事業であります。予算額1,930万1,000円であります。こちらは市民交流センターの情報関連ネットワーク、これを運用して利用者のニーズと利用形態に即した情報提供サービスを行う経費であります。ネットワーク機器の使用料、保守点検料などあります。私からは以上です。

○委員長 ここで、休憩に入らせていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。11時まで休憩とさせていただきます。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。3款民生費1項社会福祉費、予算書141ページから158ページまでの説明を求めます。説明者は議事の進行に合わせて適宜入れかえを行ってください。

○福祉課長 説明の前に、先ほど金田委員から御質問がありましたマイナンバーカードの有効期限の回答をさせていただきます。マイナンバーカードは、20歳以上の方は発行から10回目の誕生日までが有効期限となりま

す。また、20歳未満は発行から5回目の誕生日まで、外国人は在留カードの期限と同じということになっております。更新に際しましては、更新の3カ月前から手続ができることとなっております。以上でございます。

○**金田興一委員** わかりました。ありがとうございました。いわゆる10回といえば最長のパスポートの写真と同じような感じでとれるんだよね。ただ1つ疑問なのは、通知カードは持っていけば、それにプラス何か持っていけばいいということなんだよね。ただし、その場合も本人確認ができるものじゃなきゃいけないわけだよね。いわゆる顔写真のついたようなものという。それでマイナンバーカードの場合は、今回20歳以上は10回までいいってことだから10年間っていうことだよ。そういう意味だよ。そうすると通知カードの場合は無期限なんだよね、番号が変わらないから。それに持っていけばいい。カードはカードの有効期限があるので、いわゆる10年過ぎたらだめですよという、その決まりということになるとわからんじゃないけれども、それが2日、3日、4日、1カ月過ぎてもそんなに顔写真のあれで本人確認に支障があるのかどうなのかという疑問があるわけ。それで、これは市の条例で決めるやつでしょ。市の条例で決めるやつならば、マイナンバーカードで有効期限についてはどうでもそのとおりにしなきゃいけないのかどうなのか、そこらのしんしゃくはできないのかどうかということ、その疑問が残りますので、これ、いいです。検討しておいてください。

○**委員長** それでは検討ということで、市民課の関係もありますので、お願いします。

○**福祉課長** それでは、予算の説明をさせていただきます。ページは141ページ、142ページとなります。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。予算説明資料は16ページとなります。

142ページの説明欄、上から3つ目の白丸、社会福祉事業費50万6,000円でございます。3つ目の黒ボツ、災害見舞金は、市民が火事などで住居に損害を受けた場合、その程度に応じて見舞金を支給するものとなっております。全焼の場合10万円、半焼の場合5万円を支給しております。

次の白丸、地域福祉推進事業4,973万3,000円は、地域福祉推進協議会の開催に係る費用と市社会福祉協議会が実施している地域の福祉活動やボランティア活動に関する事業への補助金でございます。一番下の地域支え合いネットワーク事業補助金は、30年度まで補助事業のうち地域支え合い事業としあわせネットワーク事業というものがございましたが、こちらの地域支え合い事業の中を見直しし、しあわせネットワーク事業と統合したものととなります。地域支え合い事業で実施してきました東部圏域の地域づくり事業につきましては、ふれあいセンター東部の開所に伴いまして指定管理料に含め実施することとし、残る福祉サポーターの人材育成や市内全域の連携、支え合いの仕組みづくり等の事業につきましてはしあわせネットワーク事業と統合し、地域支え合いネットワーク事業としたものでございます。見直しによりまして、前年度の予算額と比較しまして市社協への補助金は約300万円の減額をしております。

次の白丸、民生委員等活動推進費2,766万6,000円は、福祉委員の報酬及び民生児童委員の活動を支援するための費用となっております。本年は12月に民生委員が改選となるため、市の推薦会の開催と退任される民生委員さんの記念品代等を計上しております。委員の定数はこれまでと変更なく、全体で160名としております。

次のページ、143、144ページをお開きください。1つ目の白丸、福祉団体等活動推進費478万7,000円は、保護司会、障がい者団体、遺族会連合会など福祉団体や、NPO法人の福祉活動を支援するための補助金を交付するものとなっております。

次から3つの白丸、こちらにつきましては、市内3圏域に整備したふれあいセンターの運営費となります。センターの施設運営は指定管理により実施し、指定管理者はいずれも市社会福祉協議会となっております。まず、ふれあいセンター洗馬運営費3,032万1,000円は、指定管理料と送迎マイクロバスの維持費となります。ふれあいセンター洗馬がある西部圏域につきましては、市内でも高齢化率の高い地域でありまして、高齢者の移動手段が課題となっております。31年度から西部圏域をモデル地区といたしまして、買い物バスの運行をふれあいセンター洗馬の指定管理料内で実施し、センターの利用の促進を図りつつ高齢者の外出支援を行っていきたいと思っております。

次のふれあいセンター広丘の運営費は4,081万9,000円となります。指定管理料と送迎用のマイクロバスのリース料等となります。ふれあいセンターは31年度が指定管理期間の5年目で、最終年度となります。次期の指定管理者の選定を予定しておりますが、選定方法につきましては、市の条例に基づき公募により行うものとしております。

次の白丸、ふれあいセンター東部運営費は、予算説明資料の16ページをあわせてごらんください。ふれあいセンター東部は、東部圏域におけます地域福祉の拠点として本年4月に開所の予定でございます。他のセンターと同様に、地域の特性を把握しつつ世代間交流や健康づくり活動など地域福祉の推進を図る施設といたします。予算書の説明欄、ふれあいセンター東部の運営費は3,953万円、指定管理料と送迎用のマイクロバスのリース料のほか、1つ目の黒ポツの電力使用料と2つ目の黒ポツ、上下水道使用料につきましては、みどり湖駅前広場を第1駐車場としておりますが、こちらにあります公衆トイレに係る費用となっております。一番下の黒ポツ、備品購入費につきましては、30年度、31年度2年に分けて購入する計画としていたもので、健康器具であるレッグプレス、ランニングマシンなどを購入するものとなっております。

一番下の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費381万円につきましては、1つ目の黒ポツ、営繕修繕料は、洗馬及び広丘の浴場のろ過装置の消耗品、ろ過材の取りかえ費、広丘のペレットボイラーの部品の交換の修繕料となっております。次の黒ポツ、エアコン設置の工事につきましては、ふれあいセンター洗馬のお風呂から出たところの休憩室及びボランティア室にエアコンを設置するものとしております。

次のページ、145ページ、146ページをお開きください。1つ目の白丸、生活困窮者自立支援事業1,367万9,000円でございます。この事業は、経済的に困窮している者を対象に生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、困窮者の課題を整理して問題解決に向けた支援を行う事業となっております。1つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料は、困窮者の相談窓口として生活就労支援センターまいさぼ塩尻を保健福祉センター内に設置し、法に基づく自立相談支援事業と家計改善支援事業の実施を市社会福祉協議会に委託するものでございます。2つ目の黒ポツ、就労準備支援事業負担金は、予算説明資料16ページをあわせてごらんください。この事業につきましては、31年度から新規に始める事業でございます。生活困窮者及び生活保護受給者のうち直ちに一般就労につくことが難しい者に対して、就労に向けた準備として必要な生活習慣の形成等の支援を行うものでございます。実施につきましては、県との共同により実施をいたします。実施する事業者への委託契約は県が一括して行い、係る費用を負担金として支払うものでございます。事業の内容としましては、まいさぼ塩尻と連携しつつ実施するもので、対象者個人ごとの支援プログラムを作成し、プログラムの達成状況把握、助言指導を行い、一般就労に向けた相談支援や就労の体験機会などの提供を行うものでございます。31年度は支援人数を

3人予定しております。

次の白丸、塩尻市戦没者追悼事業81万円は、市が3年に1回開催する戦没者追悼式の式典の出演者謝礼や舞台装置の設置委託料となります。本年11月13日、レザンホール中ホールで開催を予定しております。

次に、2目障害者福祉費、2つ目の白丸、手話通訳者報酬は、手話を言語とします聴覚障がいのある方の窓口対応等の支援を行う手話通訳者の報酬となります。

一番下の白丸、障害者生活支援事業1,386万5,000円は、在宅の障がい児・障がい者の安定した日常生活を支援する事業となっております。2つ目の黒ボツ、通所通園通院等推進事業補助金は、心身障がい者の施設等への通所に要する経費や、人工透析のため通院している方の通院費の一部を補助するものでございます。次のページ、147ページ、148ページをお開きください。1つ目の黒ボツ、障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、身体障がい者が在宅生活を行うために必要な住宅改修に要する費用を補助するものでございます。原則70万円を上限に、係る費用の9割を補助するものでございます。5つ目の黒ボツ、タイムケア事業給付費は、日ごろの介助者が一時的に介護できないときに、隣人や知人または指定された事業所等が介護を行うときの費用を給付するものとなっております。次の重度心身障害者等タクシー利用料金助成費は、重度心身障がい者に対しまして通院等のタクシー利用料を助成し、生活に必要な移動を支援するもの、次の重度心身障害者等家族介護者慰労金につきましては、重度の障がい者と同居し介護している方に対しまして、年額8万円の慰労金を給付するものでございます。次のストマ使用者助成事業費は、日常生活で排泄管理に必要なストマ用具等について個人が負担する費用の一部を助成するものでございます。

次の白丸、障害者福祉サービス事業9億3,733万7,000円につきましては、予算説明資料16ページで御説明をいたします。中段の障害福祉サービス給付費は、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づきまして個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、サービス提供を行う事業でございます。①の訪問系サービスは自宅における生活を支援するもの、②の日中活動系サービスは通所施設等における日中活動を支援するもの、③の居住系サービスは施設やグループホームなどでの共同生活を支援するもの、④の相談支援は障害福祉サービス等の利用計画作成などを行うものでございます。前年の予算額より1,941万4,000円の増となっております。主に①の訪問系サービスの中の居宅介護や②の日中活動系サービスの就労移行支援、就労継続支援の利用者及び利用料が増加しているところでございます。支給決定数は平成30年10月現在421人で、前年同期と比較しまして22人の増となっております。

その下の障害児入所給付事業についても、こちらで説明させていただきます。障害児施設給付費は、障がい児の生活を支援するため、児童福祉法に基づき提供するサービスとなっております。主なものとしましては、児童発達支援、放課後等デイサービスでございます。こちらにつきましても増額となっておりますが、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数が多く、利用決定数は平成30年10月現在157人で、前年同期と比較しまして40人の増となっております。

それでは、予算書の147ページ、148ページにお戻りください。3つ目の白丸、地域生活支援事業8,843万7,000円でございます。この事業は、障害者総合支援法に位置づけられた市町村事業で、市町村の創意工夫により相談支援や地域活動支援など柔軟なサービス提供を行うものとなっております。1つ目の黒ボツ、手話通訳者・要約筆記者派遣賃金は、聴覚に障がいのある方の日常生活を支援するため、申請に基づき派遣要務

を行った手話通訳者・要約筆記者の賃金を支払うものでございます。その下、中ほどの黒ポツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成、育成、研修事業を市社会福祉協議会に委託するものとなっております。次の黒ポツ、地域活動支援センター事業運営委託料は、すみれの丘で障がい者に対する創作講座等を行う事業を市社会福祉協議会に委託するものでございます。次のページ、149ページ、150ページをお開きください。1つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などのサービス提供を行う際に係る利用料を給付するものとなっております。次の黒ポツの障害者等日常生活用具の給付費は、在宅の重度心身障がい者等の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用装具などの日常生活用具を給付する事業でございます。

次の白丸、自立支援医療給付事業7,621万5,000円は、心身の障がいを除去したり程度を軽くしたりするための医療について、医療費の自己負担を軽減するための給付事業でございます。5つ目の黒ポツから更生医療給付費は身体障害者手帳の交付を受けている者、次の育成医療給付費は18歳未満の障がい児、療養介護医療費は障害福祉サービスの療養介護サービスを利用している者に対してそれぞれ給付するものとなっております。

次の障害者援護事業5,778万円は、日常生活に常時介護を必要とする重度心身障がい者等の円滑な在宅生活を支援するため、国の手当等を支給するものでございます。

**○長寿課長** それでは同じページ、149ページ、150ページの3目老人福祉費になります。説明欄3つ目の白丸、老人福祉施設費ですが、1つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設組合負担金、松塩安筑老人福祉施設組合の負担金771万円余になりますが、養護老人ホーム温心寮への公債費負担金になります。その下の黒ポツ、特別養護老人福祉施設組合負担金ですが、これは松塩筑木曾老人福祉施設組合負担金になりまして、桔梗荘の駐車場の賃貸料になります。

次の白丸、北小野老人福祉センター運営費ですが、151ページ、152ページをごらんください。その一番下の黒ポツになります。トイレ改修工事81万円ですが、女子トイレの和式トイレを洋式トイレに変更する工事になります。現在、洋式が2つで、あと4つが和式という状況で、利用者が多い日は並んでしまうことや、利用者からの要望もあり、4つの和式を2つの洋式トイレに変更する工事になります。

それから次の白丸、老人福祉センター運営補助金ですが、老人福祉センターすがのの郷、あとのむらが廃止になりますので、老人福祉センター百寿荘、田川の郷を補助方式で残します。その運営補助金となります。百寿荘が714万4,000円、田川の郷が680万円となります。

次の白丸、高齢者等生活支援事業ですが、下から4つ目の黒ポツ、成年後見支援センター事業補助金ですが、社協が行っている成年後見支援センターへの補助金になります。新年度、市民後見人育成のための研修を行うということで、15万4,000円ほど去年より増額になっています。それから、その2つ下の高齢者世帯等タクシー利用料金助成金592万4,000円ですが、説明資料18ページの上の段も一緒に見ていただければと思います。議会の質問等でも説明がありましたが、今回タクシー券の見直しを行いまして、今まで通院等に限った利用でしたが、買い物にも使えるよう利用範囲を広げ、現行2種類あった助成券を廃止しまして、500円券を年間30枚交付し、1回に何枚でも使える方式に変える予定です。予算書に戻ります。一番下の黒ポツ、介護サービス利用助成金ですが、低所得者対象に居宅サービスの利用の支払いに使える助成券を発行するものです。

それでは153ページ、154ページをごらんください。1つ目の白丸、高齢者生きがいつくり事業ですが、

4つ目の黒ポツ、老人クラブ活動助成事業補助金303万6,000円ですが、市友愛クラブ、単位クラブへの補助を行っています。この生きがいがづくり事業に入っていましたロマン大学ですが、新年度から社会教育課のほうに移管することになりました。広い視野での学習や活動につなげるためにということで移管することになりました。

それから次の白丸、老人福祉施設措置費ですが、4つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設措置費ですが、5,491万1,000円になります。30年度末で5つの施設に26人の方が入られています。

次の白丸、家庭介護者支援事業ですが、3つ目の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金2,300万円になります。年間180日以上介護している家族に、要介護3の方で4万円、要介護4と5の方には8万円の支給になります。

その下の白丸、長寿祝賀事業ですが、100歳の方や最高齢の方へ祝い金等になります。主には、一番下の敬老行事補助金1,421万円になります。

それから、その下の白丸、社会福祉センター解体事業です。3圏域にふれあいセンターの整備を完了することに伴い、社会福祉センターの運営を終了し、解体するものです。工事請負費は7,100万円余になります。下から3つ目の重油調査処理委託料66万円ですが、解体工事終了後に重油の周辺環境への影響について継続して調査を行います。現時点では特別の処理が必要なほどの濃度の重油は確認しておりませんが、解体工事において地中から高濃度の重油が検出された場合等の不測の状況が発生することも考えられますので、その場合は補正等で対応したいと考えております。

次の155ページ、156ページをお願いします。説明資料の18ページの一番下の欄も一緒にごらんください。1つ目の白丸、介護施設等整備事業ですが、第7期の介護保険事業計画にあります地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、それから西部地域包括支援センターの新設、北部地域包括支援センターの特養内への移設等、県から地域医療介護総合確保基金事業補助金を市が受け入れ、法人に交付するものです。来年度中に整備される予定です。総額1億9,468万円余となります。私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、4目福祉医療費でございます。福祉医療費給付金事業4億5,103万1,000円は、15歳未満の子供、障がい者、ひとり親世帯の親等に対し保険適用診療の自己負担分の一部を給付するものでございます。5つ目の黒ポツの郵便料は、受給者に対する受給者証の交付や給付の決定通知の郵送が主なものとなっております。現物給付方式を今年度導入したわけですが、この導入によりまして対象受給者への支給決定通知書の発送等が不要になったことから、前年度予算額と比較しまして199万1,000円の減となっております。その2つ下の黒ポツ、審査集計事務委託料は、医療機関からのレセプト内容の審査集計を県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託しているものでございます。こちらにつきましても、現物給付方式の導入によりまして医療機関からの請求を保険機関分と公費分の併用レセプトで行うこととしたため、審査件数が減ったことにより、前年度の予算額と比較しまして1,531万6,000円の減となっております。一番下の黒ポツ、福祉医療費給付金は、障がい者の医療費増が見込まれることから、前年度の予算額と比較しまして816万円余の増額をしております。

**○長寿課長** その下の5目介護保険事務費になりますが、説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金です。7億7,000万円余になりますが、法定割合で介護特会のほうへ市負担分を繰り出すものです。また介護



保険の説明のときに一緒に説明したいと思います。以上です。

**○福祉課長** 続きます、6目保健福祉センター管理費でございます。保健福祉センター管理諸経費2,110万9,000円。こちらにつきましては、上から5つ目の黒ポツ、営繕修繕料は、保健福祉センターの非常用バッテリーの取りかえ費、そのほか小破修繕料でございます。その下、3つ目の黒ポツ、施設整備点検料は、エレベーターや空調機等の点検委託。次の黒ポツ、センター管理業務委託料は、センター内の清掃業務を委託するものでございます。157ページ、158ページをお開きください。上から3つ目の黒ポツ、工事請負費400万円につきましては、保健福祉センターの正面入り口及び北側駐車場の整備工事で、こちらの駐車場にあります樹木、こちらが大きくなってきたことによりまして樹木の根の影響による舗装等の浮き上がりや段差ができております。障がいのある方などセンターの来所者の駐車場の歩行中の安全を配慮するため、これらの浮き上がりや段差を解消し、駐車場内を整備するものでございます。センター正面入り口にあります1本、北側駐車場の中央付近にあります2本の樹木の伐採伐根を行い、整地した後にインターロッキングの引き直し及び舗装工を行う予定でございます。舗装工等の面積は、約300平米となっております。説明は以上となります。

**○委員長** それでは、説明を受けました予算書117ページから122ページ、141ページから158ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

**○副委員長** 120ページと122ページの市民宮提案事業委託料（交流企画）というのとまちづくりというのは具体的にどういったことなのか、もう少し詳しく説明してくれる。

**○交流支援課長** こちら、平成29年度に提案を募集して、それを採択して委託したものでありまして、120ページの交流企画については、わおんという団体から提案を受けたこともしおじりであります。当初100人の予定でやっていたんですが、参加人数が非常に多いもんですから、今年度は150人に定員をふやしまして募集したところ、それ以上の方が訪れたんですが、全員受け入れて行っています。えんぱーくの3階の3分の2ぐらいのスペースを使ってハローワークを設けたり、あるいは各店舗、専門職の人を呼んでお店を設けたり、また税務署の職員が来て税務署を設けたりとか、銀行をつくったりとか、そういったことに子供たちが参加して、自分たちで仕事をする。仕事をした時間によって、その中で使える1円、2円というのは1じりいという単位の通貨にしまして、報酬を得て何%かを税金で納めて、余ったお金で買い物をできると。買い物をするようなお店も子供たちが運営する。大人のサポートもありますけれども、そういった事業を29年度から行っているということでもあります。こういった説明でよろしいでしょうか。

もう1つのまちづくりのほうであります、信州アルプス大学校、こちらからの提案を受けて、いろんな技術を持ったり専門的な知識を持ったりしている市民がいらっしゃいますので、そういった方を先生として呼んで講義を行うと、そういった事業を展開しています。例えば伝統食を学ぼうということで、やしょうまづくりをやったりとか、あるいはお正月のおすしづくりをしたり、そういった事をやったり、あるいは外部講師を招いたりしてボイストレーニング講座をやったりとかいう事業を展開しております。そのほか、市民活動図鑑といって市民活動団体の紹介をする冊子を刊行したりですとか、アルプス大学へ入って授業を広く広めるための機関紙を発行したりとか、そういった事業を行っている、その事業委託で、平成29年度から行っているというものであります。こういった説明でよろしいでしょうか。

**○副委員長** はい。

○委員長 ほかにはどうですか。

○山口恵子委員 122ページの市民交流センターの情報関連機器運用事業についてお聞きします。公共施設予約システム保守点検委託料とか改修委託料などありますが、これは毎年この料金をお支払いしていくと思うんですけど、更新の時期とか、その辺の今後どういった予定で運用されているのかお聞きします。

○スポーツ推進課長 公共予約システムにつきましては、平成18年度に体育施設の予約システムとして導入をさせていただきました。現在体育施設と総合文化センター、市民交流センターで運用させていただいております。更新につきましては、またあすの予算の中で御説明をさせていただきますが、予算書の330ページのほうに、来年度更新をするということで更新に係る費用のほうを計上させていただいておりますので、またあす内容につきましては御説明をさせていただきたいと考えております。

○山口恵子委員 その辺、わかりました。それで、市民交流センターの会場予約システムの今の状況ですが、多分会場を指定して、それであいている日を探すというようなシステムになっていると思います。イベントホールとかICTルームとか、特別の会場を使う場合はこのシステムで便利なんですけれど、例えば会議室とかも、日にちが決まっている場合に、あいているお部屋を探したいというときに、何度もお部屋をその都度探して設定し直して、とても不便というか時間がかかるシステムになっていますので、この辺の変更が可能ならばそのようにしてほしいという御意見をいただいておりますが、その点はいかがでしょうか。

○スポーツ推進課長 先ほど説明させていただきましたとおり、平成18年に体育施設専用で開発した経過もございまして、委員さんおっしゃるとおり総合文化センター、市民交流センターにおきましては、使いづらいという御意見をいただいております。ただ、システムの改修で莫大な費用がかかることが想定されておりますので、市といたしましても、なるべく早いうちに計画的な改修をさせていただく中で市民の皆様の利便性を向上していきたいというふうに考えておりますので、次期中期戦略の中で、ぜひシステムの抜本的な運用面での見た目の、スマートフォンから入ってすぐ目的に到達できるとか、そういった改修を次期中期の中で検討してまいりたいと考えております。

○山口恵子委員 会場を予約する場合は、有料で料金を払ってそこを利用しているケースがほとんどでありますので、やはり多くの市民の方が使えるような、そういったシステムにさせていただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○金田興一委員 ちょっと教えてほしいんですが、市民交流センターの管理諸経費の中で、120ページの市営駐車場の使用料ですけれども、これは全体の中でどんなふうな算出の案分方法をとっているのか。

○交流支援課長 こちら市営駐車場に関しましては、市の駐車場の塩尻大門駐車場条例に定められております特別駐車券による駐車を適用しております。しおじり街元気カンパニーのほうに駐車場関連は委託しているんですが、そちらのほうで市民交流センターの利用分の利用台数の実績というものを集計しまして、過去の実績に基づいて、月当たり66台という、そういった数字が出ています。1台1万280円の66台分、この12カ月分という形で算定をしているという算定法です。以上です。

○委員長 ちょっと後ろになりますが、144ページのふれあいセンターの関係ですが、洗馬の運営費、広丘の運営費、今度オープンする東部の運営費なんですが、指定管理料の積算根拠ってというのはどんなふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○**福祉課長** この積算根拠につきましては、ふれあいセンターそれぞれ指定管理ということでやっておりますので、まず指定管理の決定をさせていただく際に事業所から5年間でどのくらいかかるかという事業費をお示しいただいて、その中で毎年指定管理者との間で内容を精査する中で、年ごとの管理料については毎年決めていくという形にはなっております。ですので、最初に決めた5年間の使用料を5年分に割った中で、それを1年ごとに市と指定管理者の間で内容を確認しつつ指定管理料を決定させていただくという方式をとっております。

○**委員長** それでは、業者のほうの見積もりを主体にやっているということによろしいですか。

○**福祉課長** まず最初に決めました5年間の指定管理料に基づきまして指定管理者のほうでふれあいセンターに関する予算というものを作成してきますので、その中身を市のほうで見ながら決めさせていただくということになっています。

○**委員長** 委託料の中には送迎バスということで、この間の本会議にもお示しされていまして、非常に送迎バスをうまく利用して買い物バスだとかそういうものにも使うというような答弁もあったように思っておりますが、今度東部圏域の運営費の中にもそういうことはというような説明があったと思うんですが、送迎バスがあるということですね。これについてもやっぱり同じように考えておられるのか、そこら辺を教えていただきたいと思えます。特に東部圏域の北小野は非常に峠を越していかなきゃいけないというようなことだとか、今なかなか販売する店もないというような形の中で、そういうことを考えていっていただけるのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○**福祉課長** 委員、御質問ありましたふれあいセンター東部のマイクロバスについては、今回当初の指定管理の中でそういった買い物バスをやるということに関しては含めておりませんので、今回行いますふれあいセンター洗馬の買い物バスにつきましても、ふれあいセンター洗馬の地域が高齢者の多い地域、一番市内でも多いということで、モデル地区という形の中で今回させていただくということになっております。ですので、こちらのふれあいセンター洗馬のほうで実施しました買い物バスの状況を見まして、今後については検討させていただきたいと思っております。

○**委員長** ぜひこういういろいろのバスやなんか利用してお願いをしたいと、これは交通の関係の提案の中でもこれから論議されるところだと思いますので、十分そこら辺は地域地域によって状況が違うものですから、ぜひお願いをしたいなど、こんなふうには思っております。検討していただけるということだと思います。

○**山口恵子委員** 今の件の関連で今、市のほうで公共交通網形成計画の策定に取り組むということでありますが、その計画の中に現在のふれあいセンターの買い物バスの運行ですとか、あと福祉または障がいの面でも必要な公共交通に関して一緒に検討されていくのか、その辺の考え方はどうでしょうか。

○**福祉課長** 今回のふれあいセンター洗馬で行います買い物バスについては、指定管理者であります市の社会福祉協議会さんがこの運営をしていく中で、こういったことができるのではないかとという提案もいただいた中で決めてきたことでもあります。そういった意味では、市の交通網の関係等に入っているかというのと、そうではなくて、ふれあいセンターとしての事業としてやらせていただくということになります。今後、同じ高齢者の移送ということについて考えておりますので、その辺では状況についての情報共有等はしていきたいと思っております。

○**金田興一委員** それぞれこれは難しい問題で、個々のところでやっているとどうしてもそういう話になっちゃうんで、例えば国の法律もあって、すてっぷくんなんかと同じ形で進めるっていうのもかなりいろんなハードル

があるだろうと思うんですが、ここは副市長にお願いをして、市全体としてそういう視点でいろんな施策なり構築についてぜひ検討をしていただくような機会を設けていただければありがたいと思うんですが。確かに言っていることは、みんなわかるんですよ。ぜひそんな点でお願いできればありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○副市長** おっしゃるように、それぞれの法律がありまして、すてっぷくんは道路運送法に基づいたいわゆる路線バスを適用させているとか、そういう壁はありますが、だんだんだんだん国もそういういわゆる規制緩和を取り除くような方法をとってきておりますので、その辺も勘案しながら、例えばこの間、歯科大の理事長さんといういろいろお話をさせていただいて、歯科大のバスだっただんどん使ってくれと。そういう中に組み入れて市民にPRしてもらえば、あれは歯科大のバスだもんですから、どこで乗ってもどこでおりてもいいよというふうなことをおっしゃっていただきましたし、あるいは今の社協のバスもそういうふうなことで使えるかもしれない。そんなことを勘案しながら、あるいは片丘で始めたようないわゆる市民レベルのサービスをどこまで市が支援できるかということも含めて、そのときに検討をしてまいりたいというふうに思うのでよろしく申し上げます。

**○山口恵子委員** 158ページの保健福祉センターの工事についてお聞きします。保健福祉センター入り口とか駐車場の整備をされるということですが、工事の時期と工事期間がどのくらいかかるのかお聞きします。

**○福祉課長** 工事の期間につきましては、今調整をしているところなんですけれども、やはり保健福祉センター等が健康診断ですとか、そういった部分で使う日がございますので、そちらになるべく影響のない、またできれば早い時期をとということで、年度の前半のほうではやりたいなということを考えております。工事期間については、やはり樹木の抜根等を行ったりする関係で1カ月ほどかかる可能性もありますけれども、その点につきましても保健福祉センターの入り口等の配慮をさせていただいて、来所する方の御迷惑にならないように考えていきたいと思っております。

**○山口恵子委員** やはり保健福祉センターという特徴から、訪れる方が障がいがある方とか高齢者とか、健診で赤ちゃんを連れてくる方がいらっしゃるの、皆さんがそういったことに余り不便のないようお願いしたいことと、もし駐車場が使えないという場合は早めに一般の方にもわかるように大きな周知をお願いしたいと思ます。要望でいいです。

**○金田興一委員** 144ページのふれあいセンター施設整備の関係で、ちょっと私が聞き間違えたらいけないんですが、営繕修繕料の件で、ふれあいセンター広丘のこれ、浴室のペレットの供給装置かなんかっていうことでしたか。

**○福祉課長** ふれあいセンター広丘の浴場のろ過装置というものがあるんですけれども、お風呂のお湯をろ過するろ過装置の消耗品あるいはろ過材の取りかえということになります。

**○金田興一委員** わかりました。ペレットというような表現がちょっとあったような気がしたもんですから。

**○福祉課長** それと、広丘はペレットボイラーを使っております。ペレットボイラーの中にあります部品があるんですが、これは定期的な交換が必要になりますので、その部品の交換の修繕について行うものになります。また、浴場のろ過装置につきましても定期的な部品の交換というものが必要になりますので、その修繕費となります。

**○金田興一委員** そのペレットボイラーの部品の交換を定期的に、例えば金額はどのくらいになるんですか。

○福祉課長 それでは、担当の係長から金額をお答えします。

○地域福祉係長 ペレットボイラーの消耗品取りかえ工事ですけれども、定期交換として点火ヒーターとあと制御機械の交換で、合わせて69万円になります。

○金田興一委員 これは、今回初めてということですか。

○地域福祉係長 今回初めてになります。そのうち今回のものと、あと火格子というのがあります、それにつきましては毎年交換っていうふうになっております。

○金田興一委員 一時はいろんな施設にペレットボイラーというような話もあったりして、これからこういう大型の施設の中でペレットボイラーの導入が進むのかどうなのか、ちょっと市の方針としてはわかりませんが、聞けば結構な金額がかかるわけですね。これも副市長に聞かなきゃわからんけど、市としてはペレットボイラーの大型の施設への導入計画っていうのは、どういうふうに考えているんですか。

○副市長 F・パワーの関連で、いわゆる製造したペレットをいかに市内で使っていくか、そのことによって森へどうやって還元をしていくのかっていうことが目に見えるような形で学校のペレットストーブを入れたりペレットボイラーを入れたりということは続けていきたいというふうに思っております。

ただ、燃料の供給が今のところまだ事業が立ち上がっておりませんので、どのくらいのいわゆるおが粉がこちらへ供給をされるのかということもまだ判明をしておりませんので、向こうが動いて初めて、こんなにはおが粉はいらないわな、というような予測ありますけれども、まだその予測が現実のものかどうかちょっとわかりませんので、相手先との話し合いを続けているところでございますが、いずれにせよ動かないとよくわからないということございまして、それは市内の学校やいわゆる施設へ供給するぐらいなことは多分できるだろうということでございます。

ただ、これからそれを大がかりに全ての施設へ、例えば今のようなペレットボイラーを設置をしていくか。例えば、広丘のえんてらすにつきましては、あそこはまちなかでございますので、なかなかその近隣だとか、あるいはペレットのユニットを置くような場所とか、そういう問題もございまして、ケース・バイ・ケースで対応をしていきたいというふうに思っています。

ただ、私どもの考え方としましては、少なくともその子供たちが少しペレットなりあるいはそういうものに触れられるような環境は、ある程度つくっていききたいなというふうに考えておりますので、そういう方向では進めていきたいというふうに考えます。

○金田興一委員 ありがとうございます。当初、こういう部品の交換だとかメンテナンスにこんなにお金がかかるという話、聞いていなかったものですから、これ思った以上にかかったものですから、今ちょっといろいろお聞きしたわけですが、ぜひこれからいろんなメーカーも出てくるでしょうし、そんな研究もぜひしていただきたい、そんなこともお願いして、ありがとうございました。

○赤羽誠治委員 このペレットボイラーの熱供給効率っていうのはどうなんですか。多分ほかのボイラーと併用でやっていますよね。その辺はどうでしょうか。

○福祉課長 詳しいデータがちょっと今手元にないので数字でお示しできないんですけれども、ペレットボイラーの燃料というのが今市内で供給できない状況でありますので、それを伊那のほうの業者から運んでいただいて供給しているっていう状況です。ですので、単価的には多少高い状況にありますし、熱効率ということでは

すと、燃料費の通常の灯油を使うものよりは多少高いということはありませんけれども、こういったボイラーを使って運営している施設であるということで考えていただければ、燃料費ということではなくて、燃料のもととなるものがペレットであって、環境に優しいものだということの意味を考えていただくという点で使っているということになります。

○赤羽誠治委員 石油が悪くてペレットがいいとかいけなとかいう、そういう問題じゃなくって、どのくらいの熱交換の効率があるのかなという、そのことだけを知りたいという、そういうことなので、今副市長がその前に話をしたので、そういうことに関しては、やはり自然のそういうエネルギーを使うというのはよくわかっているんですが、ここの部分での効率というのはどのくらいなのかということを知りたいということです。

それともう1点、東部もペレット使うんでしたっけ。

○福祉課長 ふれあいセンター東部につきましては、一番最初の当初の計画ではペレットボイラーの利用をすることで計画がありましたが、その後実施設計等をしていく中で、ペレットボイラーについてのサイロを置いたりするスペースと、あと建物の構造上、ペレットボイラーにすると、かなり大きな工事をしないと、今あるボイラー室、機械室にペレットのボイラーを収めることができないというような、そういったことがありまして、ペレットボイラーの導入を断念しているという経過があります。

○委員長 ここで1時10分まで休憩をとらせていただきますので、よろしくお祈いします。

午後0時03分 休憩

午後1時05分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたしたいと思ひます。まずペレットストーブの熱効率の関係で、説明をお願いします。

○福祉課長 それでは、休憩前に赤羽委員のほうから御質問ありました、ふれあいセンター広丘のペレットボイラーの熱効率の関係の御質問にお答えしたいと思ひます。ふれあいセンター広丘のほうに導入してありますペレットボイラーにつきましては、燃焼効率ということで85%の燃焼効率のあるペレットボイラーを導入しております。ペレットボイラーですけれども、灯油ボイラーと比べまして、燃焼率にはさほど差はないものなんですけれども、発熱量というものに関しまして、灯油ボイラーよりペレットボイラーのほうが弱いというところがあります。これに関しましては、広丘においても、朝来でペレットボイラーをすぐつけて、すぐ熱が上がるというものではないので、朝の時間だけをガスボイラーを併用させていただいているところでございます。導入当初は1割程度のガスボイラーの利用ということを予定しておりましたが、平成29年度の決算の状況でいきますと、約93%をペレットボイラーで、7%をガスボイラーでという形の中で行っております。それと先ほども申しましたように、遠くから木質ペレットを購入していることもありまして、年間の燃料料金としては、灯油ボイラーを使ったものより多少高くなってしまうという状況があります。以上です。

○委員長 それでは、先ほどに続いてお願いいたします。

○永田公由委員 154ページの社会福祉センター解体事業で、工事請負費が7,000万円余ですが、この財源として起債で6,360万円が盛られています、これは今年度で交付税措置なり交付金措置というのはあるわけですか。

○委員長 答弁を求めます。

○長寿課長 確認してまた御報告します。

○永田公由委員 続いて次のページの介護施設等整備事業なんですけど、4施設書かれていますが、具体的に事業者の名前は出すことはできますか。

○長寿課長 予算説明資料の18ページになりますが、一番上の地域密着型特別養護老人ホームは、こまくさ野村さん、恵和会さんですね。場所の予定は、クリニックの道を挟んだ反対側のところになる予定です。あと認知症対応型グループホームは、デイサービスの片丘でやっているハピネスさんが、片丘と本当に松本の境の右側のところの、ちょっと面積的には広くないように見えるところなんです。そこに建てる予定です。それから地域包括支援センターは、西部包括がすがのの郷に入りますのでその分と、もう一つ北部包括が今まで交差点のところ借りてやっていたところを、今度つくる地域密着型の特養の中に入れるということで、特養の1階に包括を入れるということになります。

○永田公由委員 特養というと、桔梗荘ということ。

○長寿課長 こまくさがつくる地域密着型の29床の小さい特養の1階に入る予定。4階建てになる予定なので、その1階に入る予定です。以上です。

○永田公由委員 それぞれに対する事業補助金というのはわかりますか。

○長寿課長 恵和会さんのほうの地域密着型のほうが1億5,221万5000円の額になりますけど。

○永田公由委員 1億5,000万円。

○長寿課長 整備助成事業とあと開所準備経費支援事業と2つに分かれているんですけど、それを足して1億5,000万円ということです。それからグループホームのほうは、整備助成と開所準備経費合わせて3,920万円です。あと地域包括のほうは1施設113万円になります。

○永田公由委員 次回からは説明のときにこういったことまで説明してもらえると助かりますので、お願いします。

○長寿課長 はい。

○山口恵子委員 高齢者タクシー補助金についてお聞きします。利用状況が地域によって大分格差があるということもお聞きし、今回は利用要件を拡大されたということではありますが、北小野の皆さん、例えば厚生連の診療所へ通ったりとか、お買い物も辰野町のほうに通うケースも考えられますけれども、このタクシー券の使える範囲というのはあくまでも塩尻市内だけなのか、その辺をお聞きします。タクシー会社は塩尻市内と辰野町とで業界の区別がされていると思いますが、その点どのようにお考えなのか教えてください。

○長寿課長 北小野の方に関してお話ししますと、自分のおうちにタクシーを呼んで辰野町へ行く分には使えます。ただ、辰野町から自分の家へ、市外から市内へという場合は使えないようになっています。

○山口恵子委員 生活を考えますと、やはり便利っていうか、今のお話だと何か不便、せつかくあるタクシー券も使えない状況もあるので、タクシー会社の仕事の範囲は違うということはあるんですけど、その辺もうちょっと便利に使えるように検討していただくことはできますでしょうか。

○長寿課長 タクシー会社のエリアの件がありますので、ちょっと難しいところもありますけど、これからも皆さんが利用しやすいように検討はしていきたいと思っています。

○赤羽誠治委員 154ページの社会福祉センター解体事業の中で、重油調査処理委託料、継続調査すると言っていたのですが、現在の状況と、どんな内容の調査をしているのか教えてください。

○長寿課長 現在は6カ所の調査地点がありまして、1カ月に1回地下水をくみ上げて検査しています。4カ月に1回は重油の濃度ははかっているということで、今のところ周辺環境に影響のないことは確認しております。

○山口恵子委員 154ページの高齢者生きがいつくり事業だったと思うんですけどロマン大学の関係で、今度社会教育課のほうに移行されるということですけども、これまでやってきたことの課題と、あとは社会教育課へ移ったときにどのように変わるのか、その辺をお聞きします。

○長寿課長 今までの課題は生きがいつくりや社会参加という、また仲間づくりということを目指してやってはいたんですけども、なかなか社会参加というところでは、大学院も続かなかったということもあったりして、人数も毎年こう減ってきている状況がありまして、29年度が60人ちょっとあったんですけど、30年度は44人、40人台に減ってしまったということもあって、人数が減っているということも課題ではあります。社会教育課に移ることによって幅が広がると思うんですね。公民館とかもありますし、地域でやっているいろんな活動につながられるっていうことや、うちでやっているよりもっと広い視野での勉強とか学びとか活動、あと仲間づくりが広げられるんじゃないかと思います。社会参加については、社会教育課に行ったから社会参加がうんと進むとかということとは多分ないかとは思いますが、幅が広がることによって、地域、公民館との兼ね合いで、地域での活動とかに皆さんが、卒業後とかかかわっていただければいいかなと思います。以上です。

○社会教育課長 今、小林課長からお話のあったとおり、社会教育課に移った際のやはり特色を出していきたいというところは、現在学長さんのほうからも言われております。これまで行っていたロマン大学が割と卒業した後、仲間同士のサークル等は活動を続けていたんですけども、それがなかなか外に向けて発信ができてないというところを課題として意識してございます。ですので、社会教育課に移ってから、ぜひともロマン大学を受講された方が、自身が得られた知識を、技術をほかの方に伝えられるような取り組みが少しでも広がるような形でカリキュラムを組んでいきたいというように考えているところでございます。

○山口恵子委員 参加される御自身にとっても、また地域にとってもいい形になるように期待をしております。よろしく申し上げます。

○永田公由委員 156ページの福祉医療費給付金というのについて、先ほどの説明ですと、ひとり親家庭とか障がい者に対して給付するものということなんですけど、ちょっと詳しく、どういった場合に給付されるのか、それと対象者というのは市内でどのぐらい、先ほどふえる予想で800万円ほど増額してあるということなんですけど、どういった方が対象になるのかということをお聞きしたいと思います。

○福祉課長 対象者の部分について御説明させていただきます。まず福祉医療の制度のほうなんですけれども、今年度から現物給付と自動給付といたしまして、それまでやっていた償還払いという形を継続している支払いと2種類できております。まず現物給付のほうでございますが、こちらは乳幼児と障がい児、いわゆる出生から15歳までの児童の方を対象としております。障がい者につきましては、償還払いという方式によって支払いをしているわけですが、障がい者については、身体障害者手帳の1級から4級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、また、身障4級で常時介護を必要とする20歳以上の方などを対象とし



ているものでございます。また母子・父子の家庭、ひとり親家庭につきましては、配偶者のない方で18歳未満の児童または20歳未満で高校を卒業していないまだお子さんを扶養している父または母、または配偶者が重度の障がいにより長時間の能力を失っている方で18歳未満のお子さんを扶養している方が対象となっております。人数については、担当係長のほうから御説明いたします。

○**福祉給付係長** 人数についてなんですけれども、現在ちょっと今持っている資料が受給者数、通院とかそれから外来でかぶっている、そういう部分もあるんですけれども、乳幼児については3,435人、それから小学生、中学生以下で入院された方というのが4,731人、障がい者の方が2,643人、それから母子家庭、父子家庭等、親子合わせて1,100人という状況には今なっています。

○**福祉課長** それで、先ほどの対象者の区分でつけ足しをさせていただきたいんですが、障がい者の18歳以上の方、あるいはひとり親家庭の親につきましては、現在所得制限の限度を設けておりまして、扶養の数に応じて所得制限額を設定しております。

○**長寿課長** 先ほどの永田委員さんからの質問のお答えなんですけれども、社会福祉センターを壊すに当たっての借りるお金のことでございますけれども、交付税措置はなくて市費で全部お返しするというので、32年から10年間かけて返すようになります。

○**永田公由委員** 交付税そう言ったら、借金できますよっていうだけだね。10年で返済だけでも交付税措置はないということで、全部市の借金でやるということだね。

○**副市長** 歳入のほうの72ページの民生債のところは社会福祉センターの除却の公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる公共施設を統合する際に使える起債がございまして、それを使おうということですが、どうも交付税措置はないようでございます。

○**永田公由委員** 福祉医療費の給付の関係なんですけれども、これはいわゆる病気をして病院なり医院なりにかかったときに給付をされるということですよ。

○**福祉課長** 福祉医療費の給付につきましては、保険証を持っている方が保健医療をかかったときに自己負担分があるんですけれども、その部分に関して給付をするという制度になっております。ですので、普通にお医者さんにかかったときに御本人が支払うべきところの医療費を給付するということになります。

○**委員長** 152ページの成年後見支援センター事業補助金なんですけど、今、対象者って何人ぐらいおられますか、後見についている人。

○**長寿課長** 法人後見を始めていましてそちらが7人。ちょっと数字はまた確認しますが、まだ一桁台で7人ぐらいだったと思います。あと相談は随時受け付けていますので、相談人数とかもあれですか。

○**委員長** わかる範囲で結構です。

○**長寿課長** よろしいですかね。

○**委員長** 今までに後見についていた人のあれで問題か何かが起こったようなのはありますでしょうか。

○**長寿課長** 特に問題は聞いていませんけれども、定期的に成年後見支援センターの運営委員会というような会議を市の者も入ってやって、そのたび報告を受けてやっていますので、何かあればそこで弁護士さんやら司法書士さんもいらっしゃるので、指導を受けながらやっているという感じになります。

○**永田公由委員** 最近、振り込め詐欺がまたふえてきているようですが、塩尻市内でも何人か詐欺にあった方

がいるようなんですが、高齢者等生活支援事業の中でもいいんですが、そういったところでオレオレ詐欺の防止対策の費用というようなものはどこかで盛られていますか。例えば電話に特殊な機能をつけるとか、そういったような関係で。

○**長寿課長** うちのほうでは特に予算に盛ってないんですけども、市民課のほうで暮らしの相談室で、そちらのほうでいろいろ、老人福祉センターへ行ってお話ししていただいたり啓発していただいています。

○**赤羽誠治委員** 154ページの要介護者家庭介護者慰労金で、年180日以上というふうに先ほど説明ありましたが、この基準というのは何か、180日というのはあるんです。

○**長寿課長** 基準が書いてあるものがあるかってことですか。基準をどうやって決めているかということですか。

○**赤羽誠治委員** そういうことです。例えばそれ以下の人はこれ全く該当にならないですよ、要介護4、5であっても。そういうことのクレームという大変ですけども、いや私のところだって、例えば178日やっているんだけど該当にならないっていう、そういう話はないのかという、そういうことなんですけど。要介護4、5の方を介護しているということに関しては、家庭で介護していることに変わりないけれど、その180日で切ったという、その基準としての考え方はどういうことなのかという、そういうことです。

○**長寿課長** ちょっと随分前にできたものですから、どうして半年にしたかというのははっきりわからないんですけども、1年のうち半分以上ショートステイとか施設にいらっしゃるということでは、ちょっと在宅介護とは言えないじゃないかということで切ったと思います。1年間を半分で切ることにに対してはまたいろいろ意見があるので、切り方を1カ月単位で考えると、ちょっと検討課題はあると思うので、これからその辺は検討していきたいと思っています。

○**山口恵子委員** 180日の計算の仕方で確認ですが、自宅でいながらショートを利用したり入院しちゃったり、いろいろな状況があると思いますけれど、連続180日っていう考え方なのか、1年間の合計が180日っていうことでいいか教えてください。

○**長寿課長** 連続ではなく、足した数が180日以上ということで、ケアマネさんの証明というか確認をいただきながらやっています。

○**委員長** いいですか。それでは、158ページまでの社会福祉費はこれで終了といたします。それでは、引き続きお願いをいたします。157から192、207から208ページまでの説明を求めます。

○**こども課長** では157、158ページということで引き続きお願いをいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、説明欄最初の白丸、嘱託員報酬2、192万円、8人の内訳は、栄養士が3人、保育相談員が2人、看護師が1人、利用者支援専門員1人、児童館支援員1人の報酬になります。なお、前年比6億8,053万円の減となっておりますが、こちらにつきましては、本年度までは嘱託保育士の分も含んでおりましたけれども、保育運営関係の中で一括で管理をしていくこととしたために、これを2目の児童運営費へ組みかえをしておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それから1つ飛びまして、3つ目の白丸、児童福祉事務諸経費462万3,000円は、こども課の事務経費になっております。ページをおめくりいただきまして、159、160ページをお願いいたします。下から5つ目の黒ポツ、子ども・子育て支援システム保守委託料70万7,000円は、株式会社電算に委託をしているものでございまして、庁内の住基システムと連動して保育園の入園児や保育料に係るデータを管理をしているもの

でございます。

次の白丸、民間保育所支援事業につきましては、社会福祉法人立の保育園及び認可外の保育所の運営を支援するための事業費でございます。最初の黒ポツ、認可外保育事業補助金1,414万2,000円は、松本市のキッズワールド、それから洗馬小曾部にあります近自然的環境保育自然ランド・バンバンの2つの認可外保育所への運営補助金で、市内在住の入園園児数に応じまして補助金を交付しております。なお、前年比606万円余の増となっておりますのは、本年10月からの幼児教育無償化により、各施設の保育料が減収となることから、そのための補助金交付等によるものでございます。次の黒ポツになります。子どものための教育・保育給付費負担金2億9,977万円余につきましては、入園児数に応じた法定の支弁費ですとか長時間保育、それから低年齢児保育にかかわります負担金等を交付して民間保育園の運営を支援するための負担金でございます。なお、31年度は認定こども園1園、それから社会福祉法人立の保育園1園ほかを見込んでおります。なお、前年度比1億3,063万円余の増となっておりますのは、小規模保育園事業が2園予定されておりますことから、この施設補助金ということで補助金は4分の3と、10月からの国の幼児教育無償化によります各園の入園料の減収分の補助金増によるものでございます。

**○福祉課長** 次の白丸、児童扶養手当支給事業でございます。こちらの事業は、予算説明資料の17ページも一緒にごらんください。児童扶養手当支給事業は、ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を助ける経済的支援を行うものでございます。児童扶養手当でございますが、対象人数530人を見込んでおります。金額で2億5,800万円ということになります。今年度、児童扶養手当法の一部改正に伴いまして、手当の支給方法が変更されます。これまでの年3回の支給から、改正後は年6回、奇数月に2カ月分ずつの支給をすることとなります。この支給につきましては、31年度の11月分の支給から実施をしたいと考えております。

その次の児童手当の支給でございます。こちらについては、10億8,219万7,000円でございます。中学卒業までの子供を養育している父母等に対しまして、生活の安定や児童の健やかな成長を資することを目的に児童手当を支給するものでございます。31年度につきましては、延べ人数で9万9,000人の児童に対する児童手当を支給する予定でございます。

**○こども課長** 続きまして161、162ページをおめぐりください。2目児童運営費になります。説明欄最初の白丸、嘱託員報酬6億8,837万3,000円は、嘱託保育士203人分の報酬でございまして、先ほど御説明させていただきました児童福祉総務費の嘱託員報酬から組みかえをしたものでございます。

その2つ下の白丸、保育所運営費1億9,724万2,000円は、公立保育園15園の運営経費で、保育日数につきましては年293日を予定しております。予算説明資料の49ページをごらんいただきたいと思います。2段目の保育所運営費になりますけれども、新年度につきましても、全園で行っております長時間保育ですとか、基幹園3園で実施をしておりますデイ保育、それから1園で実施をしております休日保育等の特別保育事業などの実施によりまして、保護者の皆さんの子育てと就労の両立支援を推進してまいります。では、予算書にお戻りいただきまして、保育所運営費の2つ目の黒ポツ、臨時保育士賃金になりますが、こちらは保育士の休暇等の代替保育のほか、早朝、夕方の長時間保育、それから長時間保育などに1日単位、あるいは時間単位で勤務をする臨時職員の賃金になっております。そこから3つ下の黒ポツ、園医謝礼153万9,000円につきましては、保育園入園児童の内科健診、それから歯科健診を春と秋の2回実施するためのものでございます。それから、下

から7つ目の黒ポツになります。市外保育所入所児童委託料239万8,000円につきましては、市内に居住する児童の保育を市外の保育所へ委託するもので、理由としましては、里帰り出産でありますとかDV対策、それから保護者の勤務先等によるものを想定しているものでございます。

○**教育総務課長** それでは、おめくりいただきまして、163、164ページをお願いいたします。説明欄一番上の白丸、保育所施設改善事業2,326万1,000円につきましては、予算説明資料46ページをごらんいただきたいのですが、市内15園の保育所施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用となっております。上から5つ目の黒ポツ、設計委託料150万円でございますが、このうちの100万円につきましては、現在の広丘児童館を広丘西保育園の保育室として活用するため、改修に係る実施設計費用を盛ったものでございます。次に一番下の黒ポツ、一般工事でございますが、こちらは老朽化等に伴う保育園施設の施設更新ということで、市内保育園給食室の手洗いシンクの取りかえであるとか、日の出保育園給食室換気扇フード取り付け、塩尻東保育園内線電話設置等を予定しております。私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして次の白丸、育児支援推進事業でございます。最初の黒ポツ、講師謝礼51万2,000円は、地域の子育て支援施設として位置づけられております保育園や児童館の専門機能を生かしましたあそびの事業広場のほか、地域の特色を生かしました保育園の地域活動としての異年齢児交流、それから高齢者との世代間交流、文化伝承活動等を通じまして、児童の情操を育むための取り組みを進めていくための事業の講師謝礼になっております。その下のイラスト提供謝礼につきましては、市の子育て情報をまとめましたしおじり子育て応援ブックを2年に1回発行してございますけれども、新年度はその発行年に当たりますので、発行に当たりまして、イラストレーターの高野優さんに表紙等へのイラストを御提供いただくための謝礼となっております。その2つ下の黒ポツ、病児・病後児保育事業につきましては、風邪等で体調がすぐれず、保育園にまだ通わせられないというときに、桔梗ヶ原病院内にありますキッズステーションでお子さんをお預かりする事業でございます。子育て世帯の育児と仕事の両立を今後も支援していくための事業費でございます。

1つ飛ばしまして次の白丸、保育補助員設置事業765万4,000円でございますが、こちらは、通称おじいちゃん先生、おばあちゃん先生を各保育園に配置をしまして、核家族化が進行している中で、児童の情緒の発達を促すことなどを目的として週2日勤務の配置をしているための事業費でございます。

○**子育て支援センター所長** それでは、おめくりいただきまして、166ページ、一番上の白丸、子育て支援センター事業費でございますが、市内2カ所の子育て支援センターの運営費でございます。下から4つ目の黒ポツ、北部子育て支援センター壁画作成委託料97万2,000円でございますが、当初はこの3月に制作予定ということで30年度予算に計上したのですが、北部交流センターの起工の遅れにより、壁画の制作環境が整うのが新年度にずれ込んだため、30年度予算をあすの補正で全額減額をいたしまして、31年度予算に同額を計上するものでございます。壁画につきましては、子育て支援センターのプレイルームの壁面に軽井沢在住の絵本作家に壁画の制作を依頼するものでございます。その下、旧北部子育て支援センター解体工事2,050万円につきましては、北部交流センターに移転した後の旧北部子育て支援センターの解体工事費でございます。

次の白丸、こども広場事業でございますが、ウイングロードビル3階のこども広場の運営費3,900万円余でございます。おめくりいただきまして、2つ目の黒ポツ、施設管理負担金3,235万円余につきましては、面積割によりまして塩尻市振興公社に支払う負担金でございます。

その下の白丸、ファミリーサポートセンター事業でございますが、子育て家庭の育児支援や育児と仕事の両立を支援するために、ファミリーサポートセンターの運営費用111万1,000円でございます。私からは以上です。

**○子ども課長** 次の白丸になります。給食運営費をお願いいたします。上から3つ目の黒ポツ、給食費1億2,829万2,000円につきましては、公立保育園の年間給食日数279日分の給食やおやつ等材料費になっております。下から3つ目の黒ポツ、給食調理業務委託料1億4,259万1,000万円につきましては、保育園の給食調理業務は、現在15園全ての保育園で民間委託を行っております。現状としまして、食物アレルギーを持つお子さんの増加、それから3歳未満児の増加によります離乳食対応などが増加をしております、それらに的確に対応するとともに、質のよい安全・安心でおいしい給食の提供、それから食育等を通じまして、園児の心身の健全な成長発達や、望ましい食習慣の定着につなげるための委託料となっております。一番下の黒ポツ、備品購入費475万円8,000円につきましては、老朽化をしました日の出保育園の食器消毒保管庫、広丘西保育園、北小野保育園の検食用の冷凍冷蔵庫、塩尻東保育園の業務用冷蔵庫、それから片丘保育園のスチームコンベクションオープン等といった備品を計画的に更新をしまして、安定的な給食提供に努めるための費用となっております。

それから2つ下になりますけれども、にぎやか家庭応援事業1,444万4,000円につきましては、子育て世代に選ばれる地域の創造の中で、子供を産み育てる環境の整備として平成27年度から実施をしております、出産、子育ての負担軽減を図るための基幹事業となっております。内容としましては、保育料の減免、それから親子でイクジーえんぱー保育園、それから子育て応援講演会等となっております。

次の白丸、子ども・子育て会議運営事業275万3,000円につきましては、元気っ子育て支援プランⅡの進捗状況等の検証のため、子ども・子育て会議を開催するための委員報酬等を計上するとともに、現在計画進行中であります元気っ子育て支援プランⅡが平成31年度に終期を迎えますことから、次期計画の策定を見据えまして、プラン策定委託をするためのものでございます。昨年度比73万5,000円の増となっておりますのは、プランの諮問のために、子ども・子育て会議を通常の2回から1回ふやしまして3回にしていることと、それからプラン策定委託が2年目ということで、実質的な計画委託に進むために増となっているものでございます。私からは以上でございます。

**○福祉課長** 続きまして3目ひとり親家庭福祉費でございます。1つ目の白丸、支援員報酬は、ひとり親家庭の総合的な相談支援を行うための支援員1人分の報酬となります。

2つ目の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業594万4,000円は、ひとり親家庭に対し生活や子育て支援、経済的支援、就労支援を行うものでございます。5つ目の黒ポツ、ひとり親家庭児童入学祝金は、ひとり親家庭の児童の小学校、中学校の入学祝金として1人につき1万円を支給するものでございます。次の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金につきましては、教育訓練講座等の受講をされた方について、その受講の費用の一部を給付するものでございます。次の高等職業訓練促進給付金につきましては、資格の取得のため養成機関に就学した場合、その就学中の生活費の援助をする給付金でございます。その下の黒ポツ、高等学校等就学支援金は、子供が高等学校等に就学した場合に就学中の教材費や通学費の一部を給付するものでございます。

次の白丸、児童福祉施設費192万円につきましては、1つ目の黒ポツ、母子生活支援施設入所委託費は、虐

待等で保護した母子が自立支援施設に入所した場合の委託料でございます。次の助産施設入所措置費は、経済的な理由で出産費用等の支出ができない者に対する措置費で、助産施設への入院費及び分娩介助費などの費用を措置するものでございます。

○**家庭支援課長** それでは、次に4目家庭支援費をお願いいたします。予算案説明資料につきましては、51ページになります。説明欄1つ目の白丸、嘱託員報酬548万円につきましては、家庭支援課に保育士等の専門職2人を配置するための報酬等になっております。

一番下の白丸、家庭支援推進事務諸経費152万3,000円につきましては、家庭支援課における経常的な経費となっております。

めくっていただきまして、171、172ページをお願いいたします。1つ目の白丸、家庭支援推進事業186万3,000円につきましては、平成30年度と比較しますと721万5,000円の減額となっております。これにつきましては、松本赤十字乳児院の建設補助金700万円の減額が主なものとなっております。初めの黒ポツ、臨時職員賃金100万円につきましては、養育支援が必要な家庭に対し保健師、保育士、看護師等の専門職を家庭に派遣をしまして、養育に関する指導、助言を行う養育支援訪問事業の拡充を図るものでありまして、看護師を養育支援訪問員として平成30年度から配置しているものでございます。母子保健事業との連携を強化しまして、安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整えるとともに、児童虐待の発生予防や重大化の防止を図るものでございます。その2つ下の黒ポツ、養育支援員賃金14万2,000円につきましては、養育支援訪問員以外の専門職であったり、また、専門職でない子育て経験者などを養育支援に派遣するための賃金になります。一番下の黒ポツ、子育て支援ショートステイ事業委託料38万4,000円につきましては、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、連続7日を限度に乳児院や児童養護施設で子供をお預かりをするものでございます。

次の白丸、こどもの未来応援事業21万9,000円につきましては、行政に加え、地域や関係団体等によるこどもの未来応援協議会を平成30年度に設置しまして、早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民運動の推進と地域での学習支援を核にした子供の居場所づくりの促進を進めるものでございます。初めの黒ポツ、講師謝礼6万7,000円につきましては、6月にコミュニティ・スクールと連携をしまして、地域での子供の居場所づくりを促進をしていくための講演会開催の謝礼等になります。以上です。

○**こども課長** 続きまして5目になります。児童健全育成費3億4,769万4,000円につきましては、児童館9館及び児童クラブの運営費と放課後キッズクラブ運営費が主なものとなっております。最初の白丸、嘱託員報酬7,124万円及び次の白丸、職員給与費1,363万2,000円は、児童館長8人及び放課後児童支援員20人の人件費となっております。

173、174ページをおめぐりください。こちらにつきましては、予算案説明資料の50ページの中段もあわせてごらんください。最初の白丸、児童館・児童クラブ運営費4,656万7,000円のうち、2つ目の黒ポツ、臨時職員賃金1,991万7,000円につきましては、放課後児童支援員とともに放課後の学童保育を担当するパート職員及び児童クラブ、キッズクラブの充実のために、支援の量の拡充と質の向上を図り、高い水準の支援内容を確保するために配置をします児童館巡回支援員の賃金となっております。前年度比298万円の増となっておりますのは、増加傾向にあります利用児童の支援に対応するために、臨時職員2名を新たに配置

をさせていただくものでございます。下から7番目の黒ポツ、洗馬児童館指定管理料1,287万7,000円につきましては、洗馬児童館の指定管理を塩尻市社会福祉協議会へ委託しているもので、複合施設を活用したふれあいセンター洗馬の利用者と児童の交流のほか、地域の諸団体とも連携した活動を積極的に展開をしていただいております。

次の白丸、放課後キッズクラブ運営費316万8,000円につきましては、平成27年度から行っている事業でございまして、放課後児童クラブは、昼間保護者が就労等のために家庭にいない児童に限られておりますけれども、家庭に保護者がいても登録をすることによって放課後児童クラブと同様の活動ができることとしまして、引き続き放課後の子供の居場所づくり、全児童対策事業として取り組んでいくものでございます。登録予定児童数としましては、放課後児童クラブにつきましては970人、放課後キッズクラブにつきましては約70人を予定しております。私からは以上です。

**○教育総務課長** それでは、その下の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業でございまして、市内児童館、それから児童クラブ施設の維持管理等に関する経費として、通常の営繕修繕料のほか、施設管理に係る各種委託料等を計上しているものでございます。一番下の黒ポツ、一般工事につきましては、来年度塩尻児童館遊戯室の床の改修を予定しております。

おめくりいただきまして、175、176ページをお願いいたします。一番上の白丸、広丘児童館建設事業2億1,000万円余につきましては、予算説明資料の46ページもあわせてごらんください。広丘児童館の利用者増加に伴い、旧勤労青少年ホーム跡地に新たに児童館を新設し、既存の広丘児童館を広丘西保育園の園舎として改修し、保育園及び児童館の充実を図るものでございます。今年度、測量及び実施設計等を行ってございまして、平成31年度には勤労青少年ホームの解体、それから新しい児童館の建設工事を行う予定でございまして、定員規模は150人程度として、2020年4月の開館を予定しております。工事等、事業費の財源につきましては、国の次世代育成支援対策施設整備交付金1,611万4,000円、県の補助金であります社会福祉施設等整備事業補助金、こちらも同額で1,611万4,000円、これに加えて合併特例事業債1億6,810万円ということで、一般財源を1,024万5,000円と見込んでおります。以上です。

**○家庭支援課長** 次に6目発達支援費をお願いいたします。予算説明資料につきましては、51ページになります。説明欄の白丸、元気っ子応援事業512万6,000円につきましては、元気っ子応援事業を推進していくための経費になります。主なものとしましては、3つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼376万4,000円につきましては、医療相談、心理検査、言葉の相談、元気っ子のびのび会等における小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼等になります。下から3つ目の黒ポツ、印刷製本費46万9,000円につきましては、小学校、中学校を卒業するときにライフステージに応じたパンフレットを配布するとともに、新たに元気っ子応援事業を含め、育児不安への支援、子供に関する相談窓口や18歳以降の支援をまとめた事業要覧的なパンフレットを作成をしまして、市の特徴的な施策を市内外に発信してまいりたいと考えております。以上です。

**○福祉課長** 続きまして3項生活保護費1目生活保護総務費でございまして、1つ目の白丸、嘱託員報酬は、生活保護の制度説明や申請書の受付を行う面接相談員1人、稼働能力のある生活保護受給者等に対する就労に関する指導を行う就労支援員1人の報酬となります。

次のページをお開きください。1つ目の白丸、生活保護適正化事業でございます。こちらの事業については、生活保護制度の適正な運営を図るために行う事業でございます。5つ目の黒ポツ、レセプト点検委託料55万2,000円につきましては、医療扶助の適正な支給を行うため、医療機関から提出された診療レセプトの内容点検を専門の知識のある民間業者に委託するものでございます。診療の内容の過誤を点検するほか、重複受診や頻回受診なども確認していただいております。

次に2目扶助費、生活保護扶助費でございます。生活保護扶助費5億5,375万円については、生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助などの扶助を行うものでございます。1月末現在、生活保護受給世帯につきましては273世帯、受給者につきましては366人となっております。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は、中国残留邦人支援法に基づきまして、帰国後の安定した生活を支援するために給付するものでございます。1月末現在、支給対象となっております世帯数は6世帯、給付対象者は8人となっております。3つ目の黒ポツ、就労自立給付費につきましては、安定した職業に就いたことにより、保護が必要となくなった者に対しまして、生活保護からの脱却後の不安定な生活を支え、再度の保護に至ることを防止するために給付するものとなっております。

次のページをお開きください。5項災害救助費1目災害救助費でございます。応急救助諸経費といたしまして、災害弔慰金500万円は、災害により市民が死亡した場合、遺族に対し支給するものでございます。私からは以上です。

○委員長 ここで2時20分まで休憩をとらせてもらいます。

午後2時08分 休憩

---

午後2時16分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。181ページから192ページ衛生費から母子保健費、207ページから208ページのふれあいプラザ運営費をお願いいたします。

○健康づくり課長 それでは、予算書の181ページからの4款衛生費をお願いいたします。1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。右側2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費につきましては、保健衛生全般にかかる事務的経費でございます。下から5つ目の総合健康システム使用料につきましては、健診、予防接種などの総合的な健康業務管理のための使用料となっております。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業でございますが、2,000グラム以下で出生した乳児等で養育のために入院が必要な未熟児に対して医療給付を行うものでございます。

その次の白丸、地域医療推進事業でございますが、こちらは予算説明資料の21ページにも記載がありますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。内容は、土日祝日、年末年始等の医療等の確保を図るために、塩筑医師会、歯科医師会、薬剤師会に在宅当番制事業を委託をしているもののほか、中ほどにあります木曾広域連合負担金は檜川地区の平日夜間等の一次救急に関するもの。その下の、病院群輪番制事業負担金は松本広域圏救急災害医療協議会を組織して、平日夜間、土日祝日の二次救急医療を行っているものでございます。それから、旧両小野国保病院組合関係負担金30万円でございますけれども、これはJA厚生連が運営しております新しい両小野診療所の敷地賃借料にかかるものでございます。なお、資料のほうにも記載してございますけれども、新



年度松本歯科大の休日夜間診療がこの3月で終了となることに伴いまして、日曜日歯科当番医制、これまで月2回でしたが、毎週日曜に拡大をするために、上から3つ目の、在宅歯科当番医制事業委託料を増額してございます。

おめくりいただきまして184ページ。最初の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業でございますが、産科医の不足を3市5村の松本医療圏全体でカバーするために、設立をしました協議会への負担金でございます。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業ですが、平成17年度から実施をしております、不妊または不育症治療に対する補助事業でございます。

次の2目予防費、最初の白丸、予防対策事務諸経費でございますが、こちらも先ほどの資料の21ページに記載をしております。予防対策全般にかかる経費で、主なものは中ほどにあります消耗品費9,700万円余は13種類の予防接種にかかるワクチン代でございます。それから、その6つほど下、個別接種医師委託料、9,600万円余でございますが、これは予防接種をお願いをしております医療機関等の医師への委託料、これが大きな金額になっております。それから、下から4つ目、子どものインフルエンザワクチン接種委託料840万円でございますが、新年度新たに4歳から18歳までを対象に、1回当たり1,000円の補助を行うための医師等への委託料でございます。それから、その下、風しん抗体検査委託料でございますが、これも31年度から3年間実施することになりました、国の追加対策にかかる経費を計上したものでございます。先月、国のガイドライン等が示されてまいりましたので、こちらについては別紙資料により説明させていただきたいと思っておりますので、別紙資料を配付してもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○健康づくり課長 それでは、資料のほうをお願いいたします。風疹の追加的対策ということで、山口議員さんの本会議のほうでも御質問いただいておりますが、国が昨年12月末に追加対策を行うという方針を出して、市町村事業として位置づけられたものでございます。

事業内容ですが、本市の対象者、定期予防接種の機会がなかった39歳から56歳の男性のみで8,300人ほどでございます。実施期間は、31年度から3年間の時限立法ということでございます。実施方法といたしましては、まず風疹の抗体検査を実施しまして、抗体のない者に予防接種を実施ということです。当初、国のほうでも対象者を3割くらいの見込みだろうということで示されておりましたので、現在2,500人を想定して予算計上をしております。そのうち、約2割20%が抗体を持っていない方、この世代が79.8%ということでしたので、一番抗体のない世代ということになります。国のガイドラインにより実施を予定をしておりました。

事業費3年間総額で、そちらにありますとおり抗体検査ワクチン代、接種費、クーポン券等で2,480万円ほどということ。それから下に、3カ年ということで平成31年度に計上してあるのは、一番下の左側の1,672万8,000円ということで、現在予算書にはこの項目、抗体検査の1,200万円余、ワクチン代210万円余、予防接種費120万円余で計上させていただいております。

ただ先月ですが、裏面になりますけれども、8日に厚生労働省よりガイドラインが示されました。それを受けて、2月18日に県の通知がありました。詳細なQ&Aも2月22日にとということで、段階的に資料が追加されてまいりまして、事業内容が若干変わってきておりますので、この裏面のほうで実施をしていくことになるかと思っております。変更後というところになります。対象者は8,300人で変わらないんですが、31年度はそのう

ちの米印のあるところですが、昭和47年4月2日から54年4月1日生まれ、39歳から46歳ということになるかと思いますが、に対してクーポンを送付というガイドラインでございます。本市3,600人ほどになります。実施期間3年間は変わりません。毎年度、3年間対象者にクーポンを送付をして実施するということになりました。それから事業自体も、全国の知事会と日本医師会等との集合契約で実施、全国统一での実施ということになりまして、それに市町村が委任して参加するということになります。それから、当初30%の見込みということでしたが、一応抗体保有率を9割以上に上げるという目標があつて、6割を目標にやっていきなさいということになりましたので、3年間で5,000人ですね。31年度は2,200人ということで数字が変わっております。一応こんな形で事業費を再度組み立てますと下にありますとおり、抗体検査も全国统一単価等が示されたので若干安くなる。それから予防接種も、全国一律契約ですので、ワクチンを市のほうで用意する必要がなくなりますので、全体での委託料ということになります。それから抗体保有しているかどうか、接種したかどうかというのを市町村がしっかり把握するということがありますので、システム改修の経費も必要になってまいります。それから、クーポンも全国统一の様式が示されましたので、これも独自印刷ではなく業者委託の印刷という方向に今進んでおります。

ということで、この方法が変わったということで予算的には31年度1,549万円ほどということで、170万円ほど減額になりますけれども、内容自体が変わりますので、今後組み替えないしは補正予算で新年度対応をさせていただきたいというふうに思っております。そんなことでよろしく願いいたします。

事業の実施スケジュールといたしましては、システム改修、これも全国一律でやってまいりますので、業者のほうももうすでに準備を始めておまして、ただそれも1カ月程度かかりますので、5月中にクーポン券打ち出し等行いまして、6月の特定健診、健診等でもできるようにということで市の特定健診にも間に合うように6月中旬にはクーポンを発送していきたいという内容でございます。ということでこの風疹対策の経費についても、予防対策事務諸経費の中に計上をさせていただいております。

それでは予算書のほうお戻りいただきまして、その下の白丸でございますけれども、感染症予防等対策費でございまして、これは結核、肺がん等の予防対策を行うものです。31年度からレントゲン撮影のデジタル化によりまして、委託料のほうが増額となっております。

おめくりいただきまして、185、186ページでございます。3目保健対策費でございます。3つ目の健康増進事業につきましては、健康増進法に基づく各種がん検診等の費用となっております。

それからその下の白丸、歯科保健事業については乳幼児から高齢者まで歯と口腔の健康増進に取り組むものでございます。

おめくりいただきまして、後期高齢者等保健対策事業でございまして、これは75歳以上の後期高齢者加入者を対象として健康診査等を実施するものでございます。

その下の食育推進事業については、食育活動を通じて健康づくりを推進しているものでありますし、その下、健康づくり支援事業については、ヘルスアップ委員会等と連携をして市民の健康を守る取り組みを支援しております。

一番下の精神保健事業については、心の病気、自殺予防等、情報提供や健康相談で市民の心の健康を保つ事業として行っているものでございます。

おめくりいただきまして、190ページの一番上ですが、親子の健康未来サポート事業でございます。これは、予算説明資料の22ページの一番上にも記載がございますが、29年度のミチカラ事業、この提案に基づいて今年度平成30年度の新規事業として実施しているもので、3歳児健診等の機会に保護者に対して簡易血液検査を実施をしているものでございます。簡易血液検査等委託料については、インターネットで申し込んで郵送で検査ができるということで、民間企業に委託をしているものでございます。

次、4目の母子保健費でございます。2つ目の白丸、母子健診事業でございますが、こちらも先ほどの22ページ資料に記載がございます。母子保健法に基づいて、妊婦、乳幼児等を対象に各種健康診査を実施をしているものです。平成31年度からは新たに産婦健診を導入いたします。下から4つ目の黒ボツでございますが、産婦健康診査委託料ということで新規です。産後2週間、1カ月など産後間もない方を対象に1回5,000円を上限として2回分、さらにエジンバラ産後うつ質問票をあわせて導入をして行うという事業でございます。県下全市町村が実施をするということで、松本圏域は足並みをそろえてこの4月からということになっております。対象者は570人ほどを見込んでおります。

それから、その下の母子相談支援事業でございますが、これも妊娠・出産・子育てに関する相談訪問事業等になりますけれども、これも本年度平成30年度から宿泊型産後ケア事業、母乳相談等助成事業の2つの新規事業を導入しております。次のページの192ページの上の段の下2つの黒ボツがそれになりますが、宿泊型の産後ケアについては、出産後の不安を解消するために病院等に宿泊をして専門職のもとで、身体回復ですとか心理的安定を促進するものでございます。こちらにつきましては、12月にも補正をお願いしているところでございますが、利用者が多いということで新年度も35日分から70日分に倍増の予算ということになっております。それからその下の母乳相談等助成事業については、これはお子さんの栄養管理の不安を解消するというもので、病院や助産所で母乳等の相談費用を助成をするもので、1人当たり2,000円券を2枚発行しております。こちら30年度と比べて利用状況も多いということで増額をさせていただいております。衛生費については以上となります。

**○男女共同参画・若者サポート課長** ページ進みまして207、208ページをお願いいたします。5款労働費1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費でございます。

説明欄2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業45万1,000円につきましては、ふれあいプラザの運営に要する費用でございます。1つ目の黒ボツ、講座託児保育士賃金7万円につきましては、各種講座における託児保育士の賃金でございます。2つ目の黒ボツ、各種講座講師謝礼11万2,000円につきましては、女性の社会復帰や再就職支援に向けた資格取得講座等の講師謝礼でございます。以下、講座実施にかかる経費、あるいはふれあいプラザ施設の維持管理費などとなっております。一番下の黒ボツ、長野県働く女性の家連絡協議会負担金7,000円につきましては、県下の働く婦人の家で運営しています協議会への負担金となっております。以上です。

**○委員長** それでは、ただいま説明を受けました208ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

**○副委員長** 160ページの民間保育所支援事業で、子どものための教育・保育給付費負担金で、先ほど小規模保育園の施設整備というようなことがありましたけれども、これはどこでどういった形でやるわけですか。

○**こども課長** 小規模保育事業につきましては、現在市内で2カ所が予定をされております。いずれも定員は19人以下というふうになっておりまして、3歳未満児に特化した小規模保育事業となっております、ゼロ歳、1歳、2歳が対象となっております。その2施設につきましては、2019年度中に吉田地区に1カ所、それから2020年4月に高出地区に1カ所の開所を現在のところ予定をしております。

○**副委員長** それは同じ事業者ですか。

○**こども課長** それぞれ別の事業者になっております。

○**副委員長** それと、国から9,436万円の補助があるようなんですが、市としてはどのくらいの補助を出すわけですか。

○**こども課長** こちらの負担割合につきましては、国が12分の8、それから市が12分の1、それから事業者の負担が12分の3ということで、それぞれ分かれております。

○**副委員長** わかりました。続けて、それから、国の方針で10月から幼児教育の無償化ということで、ここには認定こども園ですとか、認可外保育施設、また私立幼稚園等については記載があるんですが、公立についてはどうなるわけですか。

○**こども課長** 公立の保育園は基本的には国の補助はございません。それは現在も同じでございます、今年度無償化になった際は、その半年分につきましては国からの補助を受けられるということでございまして、一応、国が2分の1、それから県と市が4分の1ずつという負担割合になっております。

○**副委員長** それは、ずっと続くということ、ことしに限ってということですか。

○**こども課長** 2019年度の後半半年分のみということでございます。

○**副委員長** その後は、市が単費で無償分を足すということですか。

○**こども課長** 全額市の負担ということになっております。

○**副委員長** 全額市の負担。

○**こども課長** はい。

○**委員長** ほかにはどうですか。

○**山口恵子委員** 同じところで、認可外保育園の事業補助金につきましてお聞きします。10月からの保育料無償化に対して、塩尻市ではバンバンとキッズワールドさんのほうが該当しているということで、先ほど説明がありました、そこに通っている全てのお子さん、3歳以上のおさんは全て無償化になるということによろしいでしょうか。

○**こども課長** 無償化のためには、保育認定を受ける必要があります、そのお子さんが保育が必要かどうかというのをまず市のほうで認定をしまして、それから無償化といった対応になっていく手はずになっております。

○**山口恵子委員** そうしますと、既にそこに通っているお子さんで保育認定を受けてないお子さんもいるかと思いますが、その方たちは次回からというか来年度から受けていただいて、市の判断を仰ぐというか市のほうで決めてもらうという考え方になりますか。

○**こども課長** 現在、認可外保育園に通っていらっしゃるお子さんで、市の保育認定を受けていらっしゃる方はいらっしゃいませんので、これから改めて申請等をしていただく形の中で、保育認定をしていく必要があるかというふうに考えております。

○山口恵子委員 もう一点。これは予算計上をされていますが、この内訳、計算の根拠ってどうか、その辺についてはどうなっているかお聞きします。

○子ども課長 認可外保育園につきましては、現在のところ全く国や県の負担はございませんで、市費になっておりますけれども、そちらにつきまして今度無償化になりますと、やはり先ほどと同じでして、国が2分の1、それから県と市がそれぞれ4分の1ずつの負担というふうになっておりまして、ただし、認可保育園につきましては、最初の半年分のみは国のほうで全部手当をしてくれるということになっております。

○委員長 168ページの給食運営費の中で、給食費1億2,800万円余になるわけですが、人数と1食どのぐらいのお金になるのか教えていただきたいと思います。

○子ども課長 子供の給食費にかかります人数につきましては、279日ということで、2月1日現在の保育園に通っていらっしゃる人数になりますけれども、公立の場合は1,647人になりますので、大体毎月そのぐらいの人数の給食を準備させていただいておりますので、その人数が対象の人数ということになっております。

○委員長 1食は。

○子ども課長 1食分につきましては240円を、今、想定しております。

○委員長 安いね。

○山口恵子委員 給食費の関係で、10月から保育料無償化になりますと、副食分だけは徴収するというような国の方針がありますけれども、市としてはもう既に先行して第2子半額、第3子が減免制度を行っているので、今後給食費に対してはどのような対応をされるのかお聞きします。

○子ども課長 給食費につきましては、今までは保育料の中に含まれているという形で、保育料と給食費とあわせた形でそれぞれ減免をさせていただいておりますので、今回、無償化につきましては、給食費は保育料と別に考えるという国の基本的な考え方がございますので、基本的に3歳以上児につきましては給食費を別にいただくこととなります。それから3歳未満児につきましては、やはり無償化の対象が住民税非課税世帯ということで人数が限られているものですから、今までどおり保育料の中に含めて考えるということもございますけれども、そうしますと、やはり3歳以上児につきましては今まで保育料が50%減免、100%減免等々で減免、あるいはゼロ円になっている世帯がございますので、そういった世帯につきましては給食費が今度余分に経済的な負担としてかかってまいることになりますので、そういった負担の増がないように、そういった方につきましても今までのにぎやか家庭保育料等補助金で保育料の減免、第2子50%、第3子以降100%という減免を該当させまして、給食費のほうにもそちらの減免を該当させることで、負担増がないような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 166ページの旧北部子育て支援センター解体工事ですけど、これ、解体後の後利用するのは決まっていますか。

○子育て支援センター所長 土地につきましては、吉田地区からの土地を貸借しているものでございます。なので、移転後の施設につきましては解体をいたしまして、更地といたしまして吉田地区のほうに返還する予定しております。

○副委員長 それと、この事業費は市の単費でやるわけですか。

○子育て支援センター所長 公共施設等適正管理推進事業債のほうで9割を見込んでおります。

○山口恵子委員 保育園の運営についてお聞きします。4月、5月の連休が10連休になるということで、やはり働く保護者さんにとりましては、かなり自宅で保育することが厳しいという現状も考えられますが、市の保育園の運営方針としてはどのように連休の扱い、お考えかお聞きします。

○こども課長 市内の公立保育園につきましては、現在も祝日法に定める祝日とか、あと日曜日につきましては日の出保育園1園で休日保育というものを行っております。ですので、それに照らし合わせますと、基本的には10連休全てあけてということで対応するのが正式なところではございますけれども、まず、10連休初日の土曜日につきましては、土曜保育を通常でも7園で集約して行っておりますので、土曜日については保育園のほうはあけさせていただきたいと思います。それから、今年度につきましては、実はエアコンの工事がございまして、ほかの保育園につきましては日曜日は休園になるものですから、そこで工事が可能ということになりますけれども、日の出保育園につきましては日曜祝日も普段あけておりますので、工事が間に合わないといけないというようなこともございまして、基本的に7月からの利用開始ということで進んでおるものですから、やはりそこら辺のスケジュール的なものを考えまして、28日日曜日から5月2日木曜日までの5日間はエアコンの工のために休園をさせていただきたいというふうに考えております。それから、工事がそこで集中的に行う中で、5月3日金曜日から5月6日月曜日までにつきましては、通常どおりあけさせていただきまして、保育が必要になるお子さんの受け入れをさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 そうしますと、今、お話があったようなスケジュールで日の出保育園で対応をしていくということですが、日の出保育園の人数的な定員というか、キャパというか、どのくらいありますか。ニーズ、希望者と定員が合わなければ困るなどは思うんですけれども、状況はどうでしょうか。

○こども課長 日の出保育園での保育の状況につきましては、例えば、今年度の5月の連休につきましては大体1日の御利用が5人から6人程度ということでございました。ですので、多分、それが10連休になっても、そんなにはふえないかなということは想定はしておるわけでございますけれども、それでも若干は御利用がふえるかなってところは考えておりますし、人数によりまして施設的には問題ございませんけれども、やはり保育士をそこに配置をしなければいけないという問題がございますので、一応4月に入りましたら、こちらのほうのゴールデンウィークの対応、10連休の対応の周知を含めまして、保育園利用の皆さんにアンケートをとりまして、どの程度の御利用があるかそちらのほうを把握させていただきたく中で、場合によっては保育士の配置等をふやすとか、そういった形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 178ページをお願いします。生活保護扶助費の関係ですが、生活保護費が昨年比で5、600万円くらい多いわけですが、先ほど273世帯の366人ということだったんですが、このふえた理由ってというのは、主にどんなことなんでしょうか。

○福祉課長 ふえた内容でございますが、今年度の12月に補正をさせていただいたときに、医療費の補正をさせていただいたんですが、そのときお話ししました状況と変わっておりませんで、最近の傾向といたしまして、医療費のかかる状態になってから生活保護の申請を求めてくる方がふえております。また、高齢な方もいらっしゃるという中で、継続的な医療受診というものを経済的な困難が理由として申請してくる方がふえている状況が

あるというところで、また、その状況も深刻な状態で入院を必要とするという場合もふえている状況ですので、そういった部分で医療費の部分で増加しているところ、あと、高齢世帯のひとり暮らしという方もふえてきておりますので、その面では介護扶助という部分もふえてきている要因になっております。

○委員長 そうすると、これからも結構ふえていくということでしょうか。

○福祉課長 全体の人数としては、横ばいという状況は変わりはないという中で、そういった理由のある方がふえてきているという状況ですので、今後も高齢者の方がふえていく状況ありますので、また、年金についてもしっかり年金の掛け数を掛けてなかった方、あるいはもらえても、120月からもらえるようにはなったんですけども、金額の少ない方という方がいらっしやと思いますので、そういった部分で高齢な方の世帯というものがふえていく可能性はあるかなと考えております。

○赤羽誠治委員 162ページの保育所運営費の関係なんですけど、本会議のときに入園希望の第1希望の方が七十数%が第1希望に入れるという、そういうような記憶をしておるんですが、そうすると、第2、第3とか希望する園がどのくらいかわからないんですが、ある程度自分でもって、希望するところには入所ができていたということと、例えば、第2希望、第3希望にいたんだけど、年の途中であきが出たような場合に、そういうところに何か優先順位的の部分があつて移動できるのかどうかということ。もう一点は、希望ではなくて、親御さんの勤務の状況によって、どうしても違う保育園へ転園したいというそういう希望があつた場合は、どういう扱いになるかというような、3つなんですけど、よろしくをお願いします。

○子ども課長 保育園の希望どおりのところに入れるかどうかという状況につきましては、第1希望に入れない方が全て第2希望か第3希望に入れるかっていうと、やはりそういう状況ではございませんで、本会議のときにも答弁させていただきましたけれども、広丘地区、吉田地区、それから大門地区あたりはどうしても入りにくい状況になっておりますので、保護者の方にこちらのほうで御理解をいただく中で、第3希望以下の保育園へ行っていたらいい場合もございます。

それから、年度途中で転園が可能かどうかということにつきましては、一応、毎月利用調整会議を行ってありまして、そういう方だけではなくて、毎月転入、転出等ある中で、特に転入のお子さんについては、新たに保育園を御希望されるという部分がございますので、希望を出していただく中で、そういった方々と一緒に毎月1回調整をさせていただいているというような状況でございます。

それから、3番目の御質問につきましては、転園希望を出していただければ、もし、あいたときには入園調整をする中で、御案内することになりますけれども、そこら辺も保護者の方の考え方で、やはりどうしても転園してでも、その保育園に通われないという方もいらっしやいますし、一回入ってしまえば、そこでやはりお友達の関係でありますとかお母さんの関係等もできてきますので、そこであえて転園しなくてもというお考えの方もいらっしやいますし、保護者の考え方はそれぞれかなというふうに捉えております。

○赤羽誠治委員 ありがとうございます。やっぱり保育園から小学校へ入学するっていう、そういう状況になってくるじゃないですか。その場合にどうしても通学区の該当するところの保育園に入れないっていう場合は、どうしても小学校に上がるときに友達が周りにいないとか、そういうような形になってしまうものだから、なかなか保育園のキャパの問題もあるものだから難しいとは思いますが、うまく調整をしながら、いわゆる小学校入学のときに友達も一緒に入っていけるような、そんなことを考えてもらえればありがたいなと思います。要

望ですけれども。

○副委員長 176ページの嘱託員報酬で、生活保護面接相談員報酬1人分となっておりますけど、この方の仕事の内容と年間何人くらいと相談するのか、その辺、もしわかっていたら、お願いします。

○福祉課長 面接相談員と就労支援員がいるわけなんですけれども、面接相談員は、福祉課の窓口で困窮されて職員のところに来られた方の面接をしているんですが、年間約170件近くの面接がございます。その中で、何回か来られて重複している方はいるんですけれども、面接記録という形で記録に残すような面接をさせていただいた分が170件ほどあります。

○副委員長 それと、生活保護扶助費の関係で、一度その資料を出していただいたことがあると思うんですけど、いわゆる医療扶助とかいろんな形で出してもらって、もし、そういったものが平成30年度というか、最近のもので資料として出せるものがあれば、あしたで結構ですので用意していただきたいというふうに思います。

○福祉課長 承知いたしました。

○副委員長 それから、続けてですけれども、182ページの在宅歯科当番医の関係で、松本歯科大学さんが夜間休日の診療をやらないということで、歯科医師会の間では大分批判が出てるんですね。若手の歯医者さんというか歯科医は、じゃあ俺たちもこんなやらないよっていう、そんな束縛されるの嫌だから、じゃあ俺たちもやらないよっていうような声も上がっているようなんですけども、歯科大さんの、そのやめる理由の主な理由は何ですか。

○健康づくり課長 基本的にはスタッフの確保ですとか、経費的なものだというふうには聞いておりますけれども、具体的には、塩筑歯科医師会と歯科大さんのほうで協議をしているということですので、詳細までは把握はしておりません。

○副委員長 私がかかりつけの歯医者さんの話を聞いたところによると、歯科大は勝手すぎると、もっと市も強く出てほしいというような意見もありましたんで、一応、お伝えだけしておきます。

○山口恵子委員 190ページの産婦健診についてお聞きします。特に産婦さんの産後うつとか、うつ傾向を早期に把握して支援につなげていくことが重要であります。健診の対象医療機関についてお聞きします。妊娠出産はネットワークの関係で健診と分娩施設が分かれています。産婦健診についてはどのような体制になっているのかお聞きします。

○健康づくり課長 一応、市のほうで指定している産科医療機関、助産院になると思いますけれども、数については係長のほうから答弁いたします。

○保健予防係長 産婦健診ですが、基本は分娩をした医療機関のほうで受けていただくことになっておりますけれども、健診医療機関でも先生がやってくれるということであれば、受診は可能となっております。

○山口恵子委員 それで、エジンバラ産後うつ問診票を活用していただくということで、これもとても大事なことなんですけれども、受診した医療機関で対応していただくのかどうかお聞きします。

○保健予防係長 エジンバラのほうも健診を受けた医療機関のほうでやっていただくことになっております。点数が高い方につきましては、紹介状というか、こちらのほうに戻ってくるんですけれども、同じ形で連絡をしていただくようになっています。

○山口恵子委員 問診票の結果と産婦健診の結果なども、市の保健師さんのほうで必要な場合は把握をしていた



だいて、その後の子供さんの健診とか、母子のほうの支援につなげていただけたということですので、よろしく  
お願いします。

○委員長 それでは、208ページまでは以上で終了といたします。

ここで3時15分まで休憩をとらせていただきます。

午後3時05分 休憩

---

午後3時14分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

10款教育費1項教育総務費から8目地域連携事業費まで、267ページから278ページまでの説明を求め  
ます。

○教育総務課長 それでは、予算書267、268ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費1  
目総合教育会議運営費、説明欄白丸、総合教育会議運営事業につきましては、法律で設置が義務づけられており  
ます総合教育会議に係る経費でございまして、年2回を予定しております。教育に係る諸課題等について協議す  
る場として市長、教育長、教育委員4名で構成されております。

続きまして、2目教育委員会費、説明欄白丸、教育委員会諸経費につきましては、教育施策の推進に係る基本  
的な方針等について審議決定します教育委員会の運営に係る経費でございまして、委員報酬、費用弁償等計上の  
なものとなっております。

続きまして3目事務局費、説明欄3つ目の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般に  
わたる事務的経費でございまして、1つ目の黒ポツ、教育振興審議会委員報酬3人分につきましては、来年度は  
事務事業の点検評価について実施をしていく予定でございます。

ページをおめくりいただきまして、269ページ、270ページをお願いいたします。説明欄白丸、教育相談  
研究事業につきましては、指導主事や市教育センター、家庭支援課等との連携を図りながら、不登校対策、学力  
向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導、助言を行い、学校、家庭、児童に対し、きめ細かな支援を行っ  
ていくものでございます。1つ目の黒ポツ、嘱託員報酬2人分につきましては、教育総務課に配置しております  
子と親の心の支援員2人分の報酬でございます。その下の黒ポツ、学校教育指導員報酬5人分につきましては、  
市教育センターに3人、中間教室、高ボッチ教室ですが、こちらの小学校中学校にそれぞれ1人ずつの配置をし  
ております。また、現在の高ボッチ教室、通級している児童生徒数につきましては、本年1月末でございますが、  
小学生が8人、中学生が14人となっております。

予算書、おめくりいただきまして、271、272ページをお願いいたします。説明欄一番上の白丸、スクー  
ルバス運行費につきましては、小学校4キロメートル以上、中学校6キロメートル以上、片道になりますが、こ  
の遠距離通学児童生徒への対応をしている事業になります。下から2つ目の黒ポツ、運行委託料5、400万円  
余につきましては、市の所有のバス3台、それから委託事業者所有の3台のバスに係る運行委託料になっており  
まして、委託事業者としましては、信州アルピコタクシー株式会社、それからシルバー人材センター、あと大新  
東株式会社となっております。私からは以上になります。

○家庭支援課長 それでは下から2つ目の白丸、まなびサポート嘱託員報酬4、213万2、000円になりま

すが、小中学校に配置をしております特別支援講師11人分と家庭支援課に勤務をします教育相談員2人分の報酬等になります。

次に、その下の白丸、まなびサポート事業2,480万4,000円につきましては、予算案説明資料51ページもあわせてごらんをいただきたいと思います。2つ目の黒ポツ、臨時職員賃金2,397万1,000円につきましては、小中学校に配置をしております支援介助員23人分の経費となります。特別支援講師とあわせて、両小野中学校も含めると35人を小中学校へ配置をしまして、教育環境の充実に努めております。以上です。

○**教育総務課長** それでは、おめくりいただきまして、予算書273、274ページをお願いします。説明欄一番上の白丸、高等学校等振興事業につきましては、予算（案）説明資料の46ページも一緒にごらんいただきたいと思います。市内に所在、または市内の生徒が通学します私立高等学校及び各種学校への補助を行うものでございまして、2つ目の黒ポツ、私立高等学校運営費補助金280万円余につきましては、学校割100万円、これは市内の私立高等学校1校、それから生徒割としまして、3,500円を520人分を見込んでおります。なお、平成26年度から据え置いてきました生徒割3,300円につきまして、来年度1人当たり200円を引き上げをさせていただき、3,500円とするものでございます。中信地区私学助成推進協議会からの陳情もありまして、この間、物価上昇、消費税率の引き上げ等を考慮し、引き上げたものとなっております。

次の白丸、給食公会計事務諸経費につきましては、平成25年度から公会計化をし、その運営に伴う事務経費でございまして、給食費負担の公平性が増すとともに、会計事務の効率化と透明性につながっております。一番下の黒ポツ、学校徴収金管理システム運用負担金につきましては、長野県自治振興組合への負担金となっております。給食費の徴収金管理システムにつきまして、共同調達をできないかということで、長野県自治振興組合が中心となりまして、本市、大町市、それから白馬村の3自治体が参加しまして、新しいシステムの運用を開始するものでございます。システムについては5年リースということで、初年度となる31年度につきましては、導入費用の60万円余を含んでございます。今後、再来年度以降は、これがおおむね100万円程度になっていくものかと思っております。

次に1つ飛ばしまして、白丸、奨学資金貸与事業特別会計繰出金でございしますが、こちらは基金で運用してきた奨学金につきまして財源が不足することに伴い、一般会計から不足分を繰り入れるものでございます。詳細は特別会計で御説明を申し上げます。

続きまして、4目教職員住宅費、説明欄白丸、教職員住宅管理諸経費につきましては、塩尻市に勤務する教職員に良好な住宅環境を提供することで、学校教育の振興につなげる目的で設置しているものでございます。なお平成30年10月1日現在の入居でございしますが、39戸中26戸の入居でございまして、入居率は67%となっております。一番下の黒ポツの改修工事でございますが、こちらは宗賀の教員住宅の一部屋の床等の改修工事を予定しているものでございます。以上です。

○**男女共同参画・若者サポート課長** 続きまして、5目人権教育費でございします。説明欄の白丸、社会人権教育推進事業400万1,000円についてでございますが、あわせて予算説明資料42ページをごらんいただきたいと思います。1つ目の黒ポツ、社会教育指導員報酬1人分、149万8,000円、これにつきましては、男女共同参画・若者サポート課に勤務しています社会教育指導員の報酬でありまして、地区人権教育推進会議、

分館人権学習会、人権教育指導員会議、CAP研修などを担当しております。その下4つ目の黒ポツ、人権同和教育集会所臨時職員賃金59万8,000円は、洗馬原口の人権同和教育集会所の管理人の賃金でございます。その下、3つ目の黒ポツ、人権教育講師謝礼17万7,000円は、豊かな心を育む市民の集い講演会のほか、企業人権教育研修会や人権同和教育集会所の学習会などの講師謝礼でございます。

ページをおめくりいただきまして、275、276ページをお願いいたします。4つ目の黒ポツ、集会所管理委託料27万7,000円は、人権同和教育集会所の水道光熱費、消耗品などの管理運営費を集会所運営委員会に委託するものでございます。一番下の黒ポツ、分館人権学習会・地区推進会議補助金44万円、こちらにつきましては、各分館での人権学習会及び地区ごとに行います人権教育推進会議に対する補助金でございます。

次にその下の白丸、人権推進啓発事業132万4,000円についてでございますが、3つ目の黒ポツ、講師謝礼4万円、こちらにつきましては、教職員を対象としたデートDV予防研修の講師謝礼でございます。デートDV研修は昨年度から実施しておりまして、小中学校の養護教諭や人権担当の先生方に参加をいただいております。来年度は教職員のほかに人権推進、人権啓発に携わっている方にも御案内をいたしまして、研修会を実施したいと考えております。その下3つ目の黒ポツ、印刷製本費9万8,000円でございますが、デートDV予防啓発冊子、こちらの作成費用でございまして、中学2年生を対象に配付するものでございます。1つ下の黒ポツ、CAP研修委託料71万円につきましては、子供が暴力やいじめから自分の身を守るための人権教育プログラム、CAP研修の委託料でございまして、31年度は塩尻西小、桔梗小、洗馬小の3校での実施を予定しております。その下の黒ポツ、人権擁護委員協議会負担金26万8,000円につきましては、松本人権擁護委員協議会及び同塩尻支部の活動に対する負担金でございます。以上です。

**○教育総務課長** それでは続きまして、6目学校施設集中管理費、説明欄白丸、嘱託員報酬につきましては、集中管理室に5人の嘱託員を配置し、小中学校、保育園等の軽微な修繕や維持管理等をチームを組んで実施しているものでございます。

その下の白丸、学校施設集中管理事業につきましては、集中管理室職員が使用する消耗品、車両関係等の費用となっております。1つ目の黒ポツ、臨時作業員賃金でございますが、こちらは学校用務員として業務をシルバー人材センターに依頼しているものでございまして、そこにかかる職員の賃金となっております。

おめくりいただきまして、277、278ページをお願いいたします。7目体験学習事業費、説明欄白丸、子ども未来塾等運営事業につきましては、体験学習プログラムを通じて子供たちの生きる力を育むことを目的に小中学生のリーダー研修や、体験学習フェスティバル等を実施するものでございます。下から2つ目の黒ポツ、子ども未来塾等運営委託料につきましては、NPO法人わおんさんのほうに委託料としてお願いしているものでございまして、小中学生のリーダー研修を年4回、それから体験学習フェスティバルを5月末に1回開催しているところでございます。

次に8目地域連携事業費でございますが、説明欄白丸、嘱託員報酬につきましては、コミュニティ・スクールやキャリア教育、小中一貫教育等を推進している地域連携コーディネーター1名の報酬となっております。

その下の白丸、地域連携教育推進事業につきましては、予算（案）説明資料の47ページをあわせてごらんいただきたいと思いますが、地域の教育力を活用するとともに、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子供たちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年度から市内の全小中学校に導入したコミュニティ・スクールに関する

経費等となっております。1つ目の黒ボツ、キャリア教育支援協議会委員報酬9人分につきましては、平成28年度に組織化した協議会の委員報酬で、商工会議所、JC、農協、両小野振興会等の合計18人で構成している組織になります。なお、この中の報酬対象は9人となります。次の黒ボツ、学校運営協議会委員報酬260人分でございますが、こちらはコミュニティ・スクールの委員報酬でございまして、規則では各学校30人以内で設置となっております。直近ではこの委員さん、合計で256人となっております。次の黒ボツ、臨時職員賃金でございますが、コミュニティ・スクールの推進に当たり、学校と地域、行政等との連携を図るために、各中学校区に配置しております学校支援コーディネーター5人分の賃金となります。

3つ飛ばした黒ボツ、消耗品費でございますが、来年度キャリアパスポートを導入していく形になっておりますが、このキャリアパスポート用のフラットファイル、それから保管ケースということで、104万円のうちの102万円を計上させてもらってございます。キャリアパスポートにつきましては、小中学校のキャリア教育の充実を図るために、小学校1年生から中学3年生までの振り返りができ、学びの記録となるキャリアパスポートの運用を新たに始め、子供たちが自身の将来を見通しながら社会的自立に向けた資質や能力を身につけていけるよう取り組むものでございます。具体的にはA4の4ページから5ページくらいの書類になるんですけども、この中で小学校の低学年では、例えば得意なことや将来の夢など自分のことを紹介すること、それから1年間頑張りたいこととして将来の夢に近づくために頑張りたいことなどを、また中学1年生では自分のことを知る、将来の目標を考える、目標に向かってどう取り組めたかななどを記録して、9年間の自分自身の振り返りができるようにするとともに、担任教諭や保護者との内容を共有できるよう、1人1冊のファイル形式とするものでございます。

もう一点が学校運営協議会交付金というのが本年度まで計上されておりました。全体総額で260万円なんですけれども、これにつきましては、3年間それぞれの学校のほうに交付してまいりましたが、3年経過する中で見直しを行い、今後、生きる力を育む交付金のほうを活用して、ソフト事業を展開していきたいと考えております。説明は以上になります。

○**委員長** それでは、説明を受けました296ページまでの質疑を行います。委員の皆様からの御質問はありませんか。

○**副委員長** まず268ページが一番下の教育振興審議会委員報酬3人分とありますが、これはどういった方になっているんですか。

○**教育総務課長** 現在、信州大学の准教授、それから松本大学の准教授、あとは行政経験者ということで市の職員のOBになりますけれども、この3名で構成しております。

○**副委員長** どういったことを審議されるんですか。

○**教育総務課長** 主に教育振興基本計画の策定にかかわること、それから、教育委員会の施策及び事務事業に関する管理及び執行の状況の点検評価について行っていただいておりますので、現在庁内で毎年行っている行政評価、事務事業評価、これに関して教育委員会に関する部分を主に審議していただいております。

○**副委員長** わかりました。続けて、274ページの関係で、まず教職員住宅の関係ですけど、入居率が67%ということですが、今後その除却していく、いわゆる解体して更地にするような予定している教員住宅というのはあるわけですか。

○**教育総務課長** 現在、これまで見直しをする中で39戸まで、そのほかのものを用途廃止という形で進めてきておりまして、残っている建物については監査委員からの指摘もある中で、建物つきで売れないかというような状況もあります。今のところはまだ、解体にも大きな費用がかかってきますので、できれば建物つきで売れるケースを望んでいるところで、すぐに解体していくという予定は今のところございません。なお1カ所購入をしたいと希望される箇所があって、そこについてこれから公募をかけながら売却を進めていけたらと進めているところでございます。

○**副委員長** 宗賀にある校長住宅と言われる、昔の、あそこも私の記憶ではほとんど使われたことがないと思うんだよね。小学校の建て直したころまで振り返ってみても、ちょうどそのころPTA会長やっていたんだけど、そこまで振り返っても校長先生があそこで生活されたという記憶はないんだけど、何とかならないんですかね、ああいうところは。もったいないような気がするんだよね。ただ、朽ちていっちゃうからね、どうしたって。

○**教育総務課長** 現状見ていきますと、やはり校長住宅のような世帯が入るような大きな建物は余り人気がない部分があって、集合住宅のような個人が入るようなところは人気があるということで、宗賀も隣のアパート系のほうは大分入居率がいいんですけども、そういった場所がまだ市内にも点々とあるんですけども、私もまだ勉強不足でいけないんですが、例えば調整区域内に建物を取り壊して更地にした場合に、今度は売ったとしても簡単に建てられないというような話も聞いたことがあるものですから、その辺は現状をそれぞれ見ると、そうは言ってもおっしゃられるようにどんどん朽ちていってしまいますので、安全管理には十分配慮しながら、場所場所に合わせた対応をしていかなきゃいけないかなとは思っております。

○**副委員長** ただ、あそこは同じ調整区域でも、住宅が連帯しているところであるから、そんなに難しいことはないと思うけど、一応参考までに言っておきます。

それから続いて、その下の人権教育の関係で、いわゆる原口の集会所ですけども、これは毎年のようにこうやって賃金と施設管理費が出て上がってくるんですけど、利用率というのはどのぐらいなんですか。利用される回数、日数というよりは回数はどのぐらいあるんですか、年間通して。その辺は調査されてますか。

○**男女共同参画・若者サポート課長** 昨年の利用の実績ということでは、部落解放同盟の塩尻支部として使用した日数が36日で延べ354人、それから地元の住民の方が利用した日数で80日、延べ715人という記録でございます。

○**金田興一委員** 今の関連と言いますか、人権教育の関係ですが、分館の人権学習とそれから地区の推進会議の開催状況と学習に取り上げられているテーマ等について、もし把握をしていたら教えてほしいなと思います。

○**男女共同参画・若者サポート課長** 昨年の実績で申し上げますと、地区の人権教育推進会議につきましては、全10地区で開催されております。分館人権学習会につきましては、65分館のうち56分館で開催がありました。内容でございますが、多岐さまざまにわたっておりまして、最近多いのは、人権に関するDVDの鑑賞をして、それについていろいろ意見交換をするという形のものが多いです。あとは、地区に1人ずつおります人権教育指導員の方から講話をしていただくというパターン、この辺が主流となっております。以上です。

○**金田興一委員** これは、感想的な部分になるんですが、昔は人権教育というと同和教育が主だったんですが、今はまさしく人権教育なんですが、例えば私の住んでいる地域あるいは分館を見たり、話を聞いたり、自分が参

加をしたりしてみても、昔とかなりさま変わりをしているなという感じは受けております。確かにDVDのビデオを何かの会議のついでにあとのほうでやって、これでもう分館の人権学習会はおしまいだというような、何か報告のためのものがふえているんじゃないかなという気がしますが、そこらについても感想があればということと、なければやはりそこらについても熱の入ったような形での指導をしていかないと、ますます虐待問題だとか、根深い問題が起きているので、同和教育の推進上ということでやればいいやという、だったらいっそやめちまえと言いたくなるというのが私の感想でございます。もし、コメントがあれば。

○男女共同参画・若者サポート課長 地域で取り上げるテーマにつきましては、地区の人権教育推進会議のときに私ども出向きまして、こんな例、こんなテーマ幾つかありますので参考にしてくださいというような言い方をしていますけれども、その中で工夫をしまして、地域に進めていくような形をとってまいりたいというふうに思います。

○金田興一委員 形骸化しているという、そういう感覚を持っていないか、いるかということをちょっと聞きたかったね。

○男女共同参画・若者サポート課長 全体的な感想で言いますと、やはりおっしゃられるように形骸化、形式化してきているかなというふうな印象は持っております。しかし、中には真剣に地区の自分たちのテーマを考えて、主体的にやっていただいているところもありますので、そのようなところの例を紹介しながら、地区の推進会議の中で、紹介してやっていければというふうに考えます。

○金田興一委員 大変御苦労ですが、頑張ってよろしくお願いします。

○赤羽誠治委員 276ページの今の下のところです。学校施設集中管理事業の中で、いろんな事業をしてもらっていると思うんですけども、これはシルバー人材センターのほうへ委託ということではなくて、シルバー人材センターの請求に基づいてこれは賃金を払っているということですかね。

○教育総務課長 シルバー人材センターとの、以前は委託契約という形でシルバー人材センターに払っていたんですが、これが派遣契約が必要だということで、昨年だか一昨年だったかと思うんですが、そのときから契約内容が変更になりまして、派遣という形なものですから、一旦派遣で我々のほうで、臨時職員としての扱いで賃金をこの方たちに支払うというような形をとっております。

○赤羽誠治委員 この人たちの労働環境は把握していますか。というのは、休む時間がないというわけです。お昼食べていても、食べる時間もなくて、とにかくやらなければその日のいろいろな仕事が間に合っていないということで、これは私の知っている方がそういうふうなことで、困って相談に来ただけだけど、結局、体壊してやめちゃったんですね。量が多ければ、当然人数をふやすとか、あるいは逆に量を減らすとかいうことはあるんですけど、その辺の環境を皆さんはわかっていて、いわゆるシルバーから来てもらっている臨時職員を採用して、使ってやってもらっているということなので、その辺はどうなのかなということ今、聞きました。

○教育総務課長 シルバー人材センターからの実際に働いたという報告に基づいて支給、賃金を払うような形になっているんですが、そういった中で今、委員さんがおっしゃられるような報告は私も目にしていないと言いますか、耳にしていない状況もでございます。また担当の係のほうから状況を、シルバー人材センターもそうですし、あと学校のほうも教頭先生なりに状況も確認しながら、もしそういった不具合と言いますか、適切でないような勤務の仕方があるようであれば改善していかなければいけないと思いますので、この辺は確認をさせていただき

たいと思います。

○赤羽誠治委員 それぞれ人がやることなので手の早い人もいるでしょうし、なかなか丁寧にやっていて時間かかる人もいるでしょうし、その辺のところはあるものだから、一概に労務環境が悪いとかそういう形ではないんですけど、その辺もいろいろ調整をする中で進めてもらえたらありがたいなと思います。

○副委員長 272ページのまなびサポート事業の中で、臨時職員賃金、先ほどの説明ですと、支援介助員23人分の賃金だということなんですが、このいわゆる支援介助員になるには教員免許か何かなければいけないのか、それとも普通一般の方がなれるのか、その辺はいかがですか。

○家庭支援課長 昨年度までは、基本的に特に資格要件等は設けておりませんでしたけれども、やはり、支援介助員の質の向上というか、専門性というようなこともございますので、今年度からはできれば教員免許、また、保健福祉の資格等を有している者というような形の中で募集をさせていただいて、採用をしているところでございます。

○副委員長 見ていると仕事は大変なんだよね。この賃金を見ると非常に安いんだよね。勤務日数の関係もあるでしょうけども、もう少し上げてやってもいいんじゃない。

○家庭支援課長 確かに副委員長おっしゃるとおりでありまして、時給930円で1日6時間以内というような形でやっております。本当に給食も子供に寄り添って、給食を落ちついて食べるというようなこともできないものですから、一応、給食を食べている時間も勤務時間という形で見ると、学校の中で調整をしていただいておりますけれども、学校の特に管理職の校長、教頭の先生方にも930円で働いているということは認識をしていただいて、過度な負担にならないように、また、任せっきりにならないような形で、学校全体として支援をしていくという、そんなところについてはお願いをしているところでございます。

○副委員長 もうちょっと上げてください。

○委員長 それでは、270ページの事務局費の中で、会議録の作成委託料ってあるんですけども、どんな会議録をつくるんでしょうか。

○教育総務課長 こちらの会議録作成委託料につきましては、定例の教育委員会が主になるんですが、教育委員さんと我々との教育委員会の中の会議録、一字一句発言の内容を最終的にはホームページで公表という形をとっていきますので、そのためにはうちの職員だけでは厳しいものがありますので、業者のほうに録音したものを渡して、紙媒体と言いますか、データに起こしてもらってというところまでお願いしているものになります。

○委員長 わかりました。何かもったいないような気がしたので。ありがとうございました。

ほかにはどうですか。よろしいですか。

それでは、278ページまでは以上で終了といたします。本日はこれにて閉会とさせていただきます。

午後3時53分 閉会

平成31年3月6日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長

印